

# TPP協定交渉について

平成25年6月

内閣官房

TPP政府対策本部

# 目次

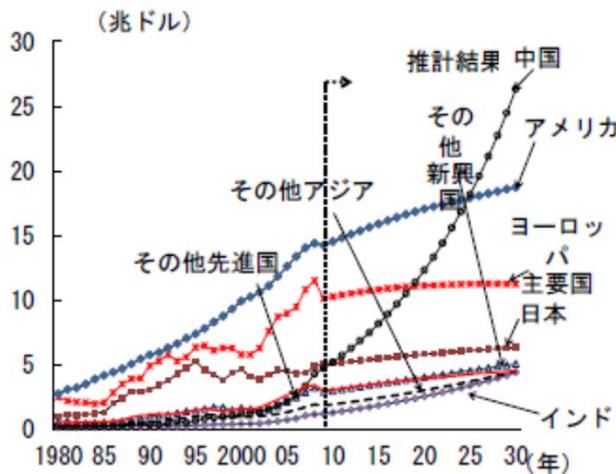
- 日本の経済連携戦略 …… 1
- TPPの概要 …… 14
- TPP協定交渉の分野別状況 …… 21
- TPPの影響試算 …… 36
- 日本の交渉参加に関する各種資料 …… 41  
(総理記者会見、日米協議、交渉参加国による支持表明等)
- TPP交渉に関する我が国の体制 …… 54
- 様々な論点 …… 56
- TPPに関するQ&A …… 61

# - 日本の経済連携戦略

# 日本の相対的地位の低下、アジアの成長

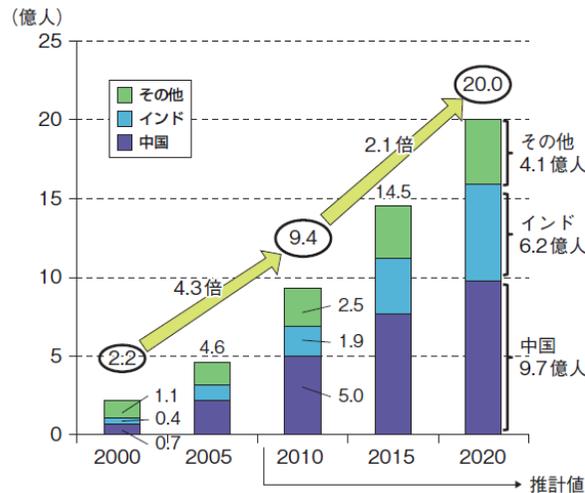
- 中長期的に、日本経済の地位は低下。一方で、国外では大きな市場が成長。
- アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模は我が国の4.5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶ。

GDP(市場レートベース)の推移とシェアの変化



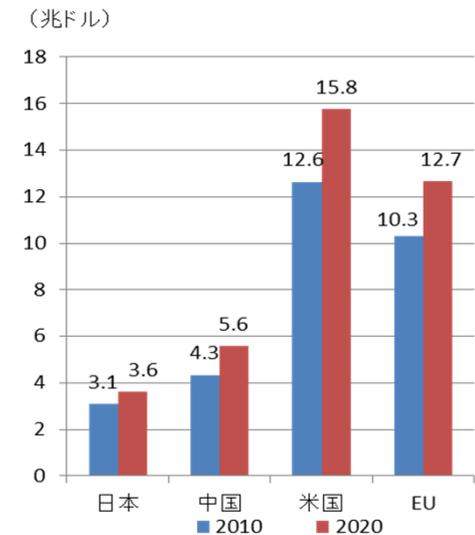
『世界経済の潮流2011』(内閣府)より抜粋

アジア中間層の推移



備考:  
世帯可処分所得5,000~35,000ドルの家計人口。  
アジアとは中国・香港・台湾・インド・インドネシア・タイ・ベトナム・シンガポール・マレーシア・フィリピン。  
2010年、2015年、2020年はEuromonitor 推計値。

アジア各国・地域の個人消費規模の見通し



備考: 1. 名目ベース,ドル換算。  
2. ここでいうアジアは,ASEAN+日中韓+インド  
資料: Euromonitor International2010から作成

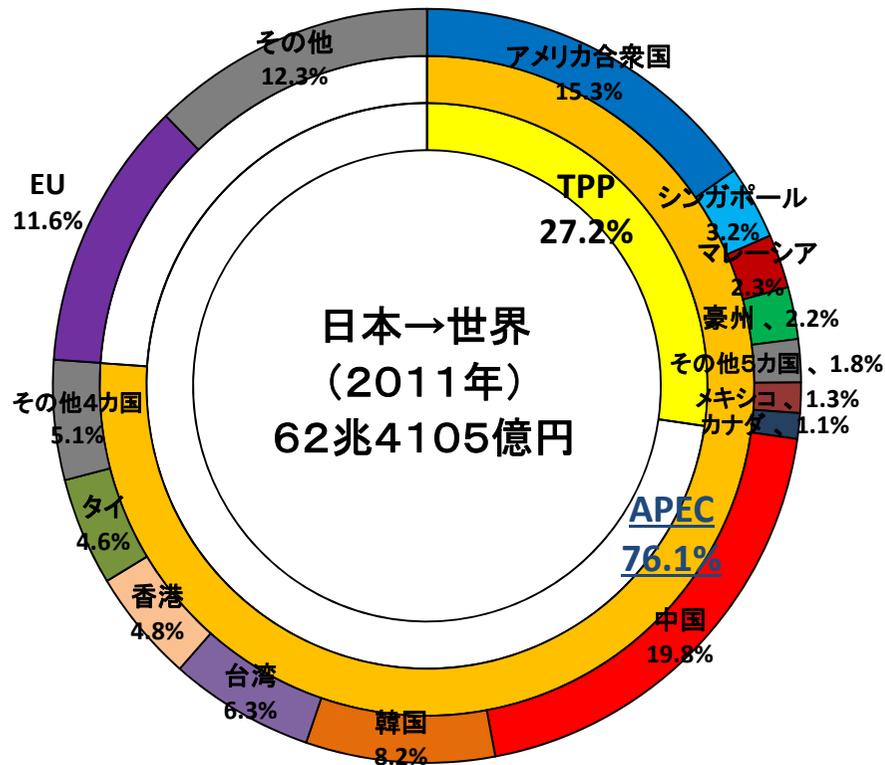
## <GDPシェア>

日本 1990年:15%→2010年:9%→2030年:6%  
中国 2%→ :9%→ :25%

# 我が国にとってのアジア太平洋地域の重要性

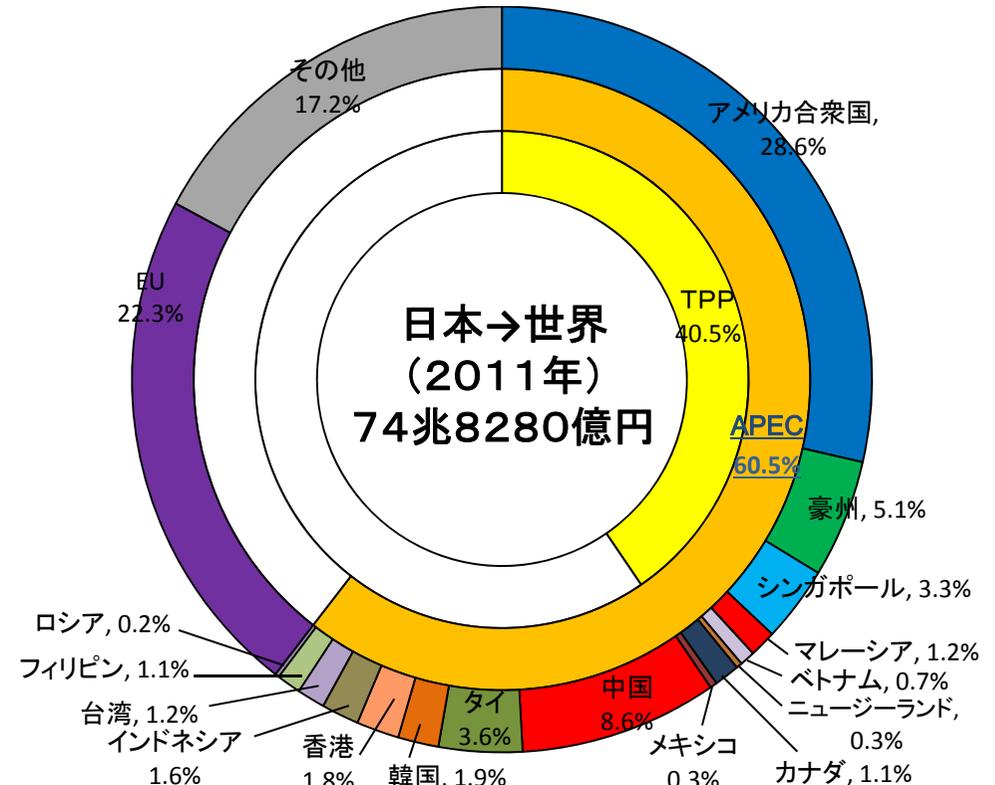
- 我が国の輸出のうち、APEC参加国・地域向けは約76%。  
(※ TPP交渉参加国向けは約27%)
- 海外直接投資残高(約75兆円)の約60%は、APEC参加国・地域向け。  
(※ TPP交渉参加国向けは約40%)

日本の輸出に占めるTPP・APECエコノミーの割合  
(2011年)



貿易データ: 財務省貿易統計(2011年)  
(再輸出品を除く)

日本からのTPP・APECエコノミーへの直接投資残高  
(2011年)



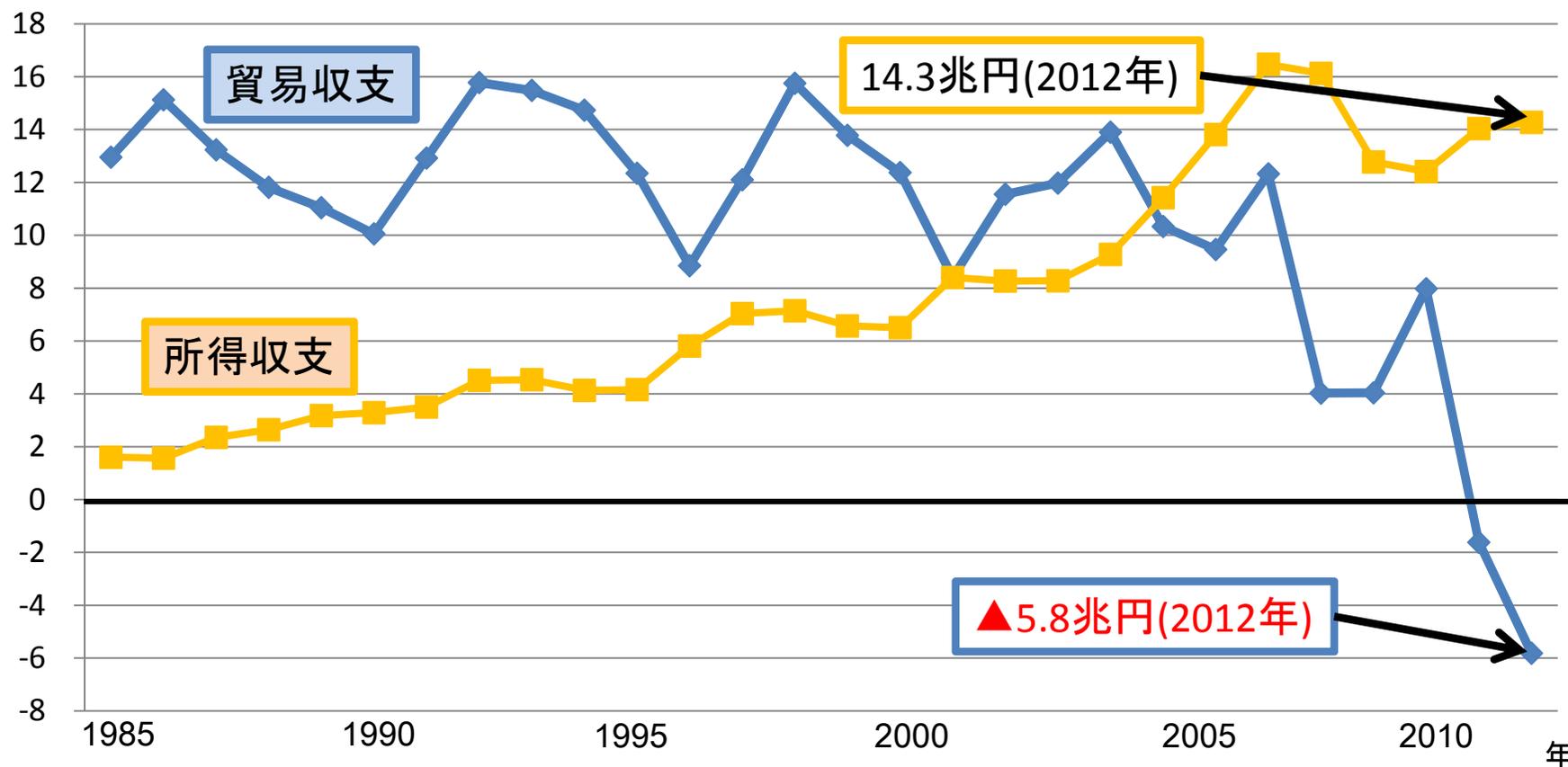
※ペルー、チリ、ブルネイ、バプアニューギニアは、ストックの数値が公表されていないため、除く。全体の数値は地域別に公表されていない国も含む。  
(出所: 本邦対外資産負債残高(財務省)  
直接投資(資産)残高地域別統計(日本銀行)より作成)

# 減少傾向の貿易収入、伸び悩む海外投資収入

- 国際収支は①貿易(貿易収支)や②海外からの投資収入(所得収支)等で構成。
- 我が国は2011年に31年ぶりに貿易赤字に転落。このまま貿易赤字が続き、それを補う程に所得収支が伸びなければ、経常収支も悪化し続ける恐れ。
- 貿易収支・所得収支の黒字を両方とも確保していくことが必要。

(兆円)

## 我が国の貿易収支、所得収支の推移



資料:財務省 国際収支状況

(注) 貿易収支: 物の貿易からの稼ぎ(輸出と輸入の差) 所得収支: 海外への投資からの稼ぎ(収入と支出の差)

# (参考)用語説明

## WTO＝世界貿易機関 (World Trade Organization)



- 159加盟国・地域で、モノ・サービスの貿易自由化や貿易関連のルール作り(知的財産のルール等)を行っている。1947年GATTとして始まり、1995年WTOが設立。
- 加盟国は他の全加盟国の同種の産品に対して同じ関税率を適用(＝最恵国待遇)。また、自国民と他の加盟国の国民、国内で生産されたものと海外で生産されたもの等を区別しない(＝内国民待遇)。
- 独自の強化された紛争処理システムを備える。

※2013年に入りラオス(2月2日)、タジキスタン(3月2日)がそれぞれ正式加盟し、加盟国・地域は159に拡大。

## FTA＝自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

- 一部の国・地域の間だけで、モノ・サービスの貿易をWTOの一般ルールよりも自由化する協定(＝WTOの「最恵国待遇」の例外)。
- 「実質上すべての貿易」について関税を撤廃する必要がある。(WTOのルール)

## EPA＝経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

- FTAで扱うモノ・サービスに加え、投資の自由化、規制の緩和、制度の調和等、幅広い分野のルールを定め、経済関係を強化する協定。

# 各国のEPA/FTAの進捗状況

- 日本が主要貿易相手国(米国、EU)とのEPA/FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国とのEPA/FTAを積極的に推進。
- 日本のFTA比率が19%であるのに対し、韓国は35%、米国38%、EU32%。

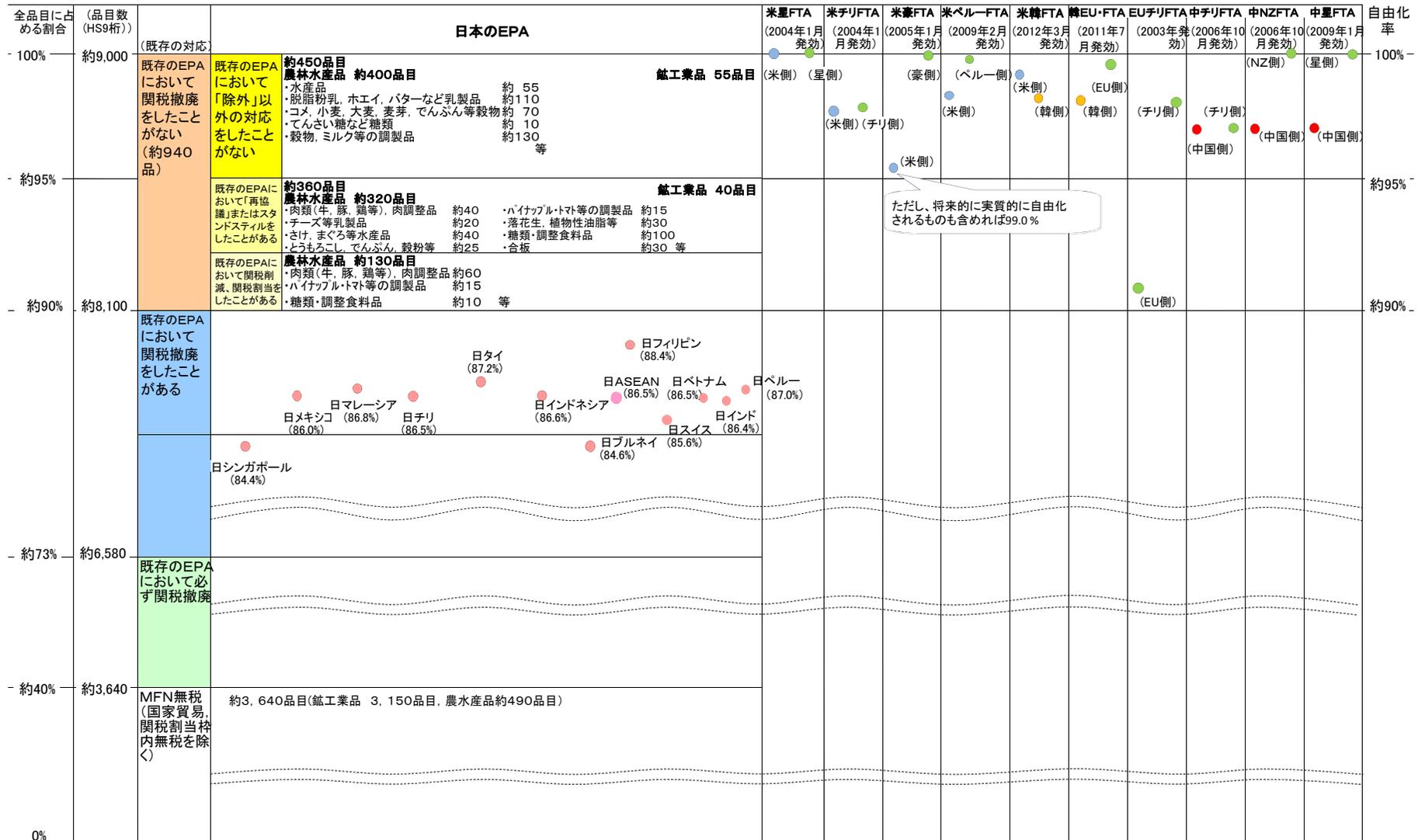
※1 日本は、2013年4月、TPPについて交渉参加国からの新規参加国として歓迎される。※2 EUのFTA比率は域外貿易に限ると約32%、域内貿易を含むと約76%となる。EUとFTA/EPAを締結している国のうちIMF Direction of Trade Statistics(February 2013)にデータのないアンドラ、サンマリノ、旧ユーゴスラビア、パレスチナを除いて算出。※3 米国はTPP交渉の枠組でこれらの国と交渉中。※4 GCCは、日本を含めFTA政策全体について見直し中。

EPA/FTA取組状況: △交渉中又は交渉入り予定、○署名済み、◎発効済み FTA比率: FTA相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

	EPA/FTAの数 (発効・署名済)	FTA比率	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN		インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	コロンビア	スイス	GCC	モンゴル
								各国との個別の取組												
日本 ※1	13	19%		△ (中断中)	△ (日中韓)	(△) (TPP)	△	◎	7カ国と発効済	◎	△	△ (RCEP)	△	◎	◎	◎	△	◎	△ (延期) ※4	△
韓国	10	35%	△ (中断中)		△	◎	◎	◎	1カ国と発効済	◎	△	△	△	△	◎	◎	△	◎ EFTA	△	
中国	9	19%	△ (日中韓)	△				◎	1カ国と発効済	△	△	◎			◎	◎		△	△	
米国	14	38%	(△) (TPP)	◎					1カ国と発効済、3カ国と交渉中 ※3		◎ ※3	△ ※3	◎ NAFTA ※3	◎ NAFTA ※3	◎ ※3	◎ ※3	◎		◎ バーレーン、オマーン	
EU ※2	37	32% (域内含むと76%)	△	◎				△ (中断中)	1カ国と大筋合意、2カ国と交渉中、1カ国と交渉入りを決定	△			△	◎	◎	◎	◎	◎	△	

# 日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較(注)

- 米国・韓国等のFTAの自由化率は、我が国に比べ高い。
- 特に米国については、96%以上、100%近い自由化率を実現。



(注) 本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したものの。但し、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。日ブルネイ及び日スイスとのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日ベトナムとのEPAでは約95%。

## (参考)P4協定等における自由化の状況

### P4協定における各国の譲許状況

: 全タリフラインについて原則として即時または10年以内の関税撤廃。

ステージング期間が比較的長い品目の例	
ブルネイ	【10年】輸送用機器・同部品(838タリフライン・7.8%) 石油製品、調整潤滑剤(29タリフライン・0.3%) ※酒、タバコ、小火器は除外(宗教上の理由)
チリ	【12年】乳製品(34タリフライン・0.4%) 【10年】小麦(2タリフライン・0.03%)、油脂(29タリフライン・0.4%)、砂糖・同調整品(18タリフライン・0.2%※)、繊維類(124タリフライン・1.6%)、履物類(46タリフライン・0.6%) ※うち7タリフラインについて一定の条件を満たした場合のみFTA税率を適用する制度があり。 ※乳製品34タリフラインについて、FTA農業特別セーフガードがある(12年間で廃止)。
NZ	【10年】革製の衣類附属品(12タリフライン・0.2%)、繊維類(571タリフライン・7.9%)、履物(67タリフライン・0.9%)
シンガポール	全品目を即時撤廃

### 米国の締結済FTAにおける譲許状況

注: 自由化率とは、10年以内に関税撤廃するタリフラインの割合。

	自由化率		長期自由化の品目の例	除外(スタンドスティル)の例
米豪 (2005年1月発効)	米国側	96.0%	【10年超18年以内】 123タリフライン(1.2%) 牛肉、チョコレート、清涼飲料水、アスパラ、グレープフルーツ等 【関税割当枠の継続的拡大等実質的自由化】188品目(1.8%) チーズ等乳製品、落花生、たばこ、綿等	・108タリフライン(1.0%) 砂糖、シロップ、ブルーチーズ等
	豪州側	99.9%	・なし	・中古車(8タリフライン)に対する従量税(12,000豪ドル/台)
米チリ (2004年1月発効)	米国側	97.6%	【10年超12年以内】 241 タリフライン(2.4%) クリーム等乳製品、落花生、綿花、ワイン、タバコ等	・なし
	チリ側	97.7%	【10年超12年以内】 133 タリフライン(2.3%) 鶏卵、コメ、加工穀物、植物性油脂、砂糖・同調整品、ワイン等	・なし
米ペルー (2009年2月発効)	米国側	98.2%	【10年超17年以内】 137タリフライン(1.3%) 牛肉、乳製品、落花生、チョコレート等 【関税割当枠の継続的拡大】 53品目(0.5%) 砂糖・同調整品	・なし
	ペルー側	99.3%	【10年超17年以内】 51タリフライン(0.7%) 牛・鶏肉、コメ、乳製品等	・なし
米韓 (2007年6月署名)	米国側	99.2%	【10年超15年以内】 82タリフライン(0.8%) チーズ等乳製品、特殊履物	・なし
	韓国側	98.2%	【10年超20年以内】 167タリフライン(1.5%) 大麦、コーンスターチ、チーズ、牛肉、果物、ニンニク等 【関税割当枠の継続的拡大】 15タリフライン(0.1%) じゃがいも、オレンジ、食用大豆等 ※牛肉、豚肉、麦、でん粉等76タリフラインについて、FTA農業セーフガードを設置(7~23年間で廃止)。	・16タリフライン(0.1%) コメ・同調整品

(注)タリフラインは関税分類上の細目。一般的に一つの物品と認識されている品目に対し、複数のタリフラインが割り当てられることがある。例えば、我が国の重要品目はコメで34タリフライン、麦で75タリフライン、乳製品で149タリフライン等となっている。

# アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想

## これまでの経緯

- 2004年11月、APECビジネス諮問委員会(ABAC)がAPEC首脳に対し、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想を提案。
- 2006年のベトナムでのAPEC首脳会議において、FTAAP構想を初めて議論し、これを促進する方法及び手段について研究を実施することで一致。
- 2009年のシンガポールでのAPEC首脳会議において、2010年にFTAAPの実現に向けた道筋を検討することで一致。
- 2010年11月の日本APECでは、FTAAPについては、ASEAN+3、ASEAN+6、TPP協定といった現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべきであることが確認され、その実現に向けた具体的な措置をとっていくこととなった。
- 2011年11月のハワイAPECでは、FTAAPの実現に向けて、我が国として主体的な役割を果たしていくことを明らかにし、また、その道筋のうち実際に交渉中のTPP協定について、我が国は交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを紹介し、いくつかのエコノミーから歓迎の意が表明された。
- 2012年9月のウラジオストクAPECでは、FTAAPがAPEC地域経済統合課題を推進するための主要な手段であることを認識し、最終的なFTAAPに向けた経路として発展し築かれた様々な地域的な取組に留意し、その実現に向けて前進する方途を模索し続けることとなった。



# EPA・FTA交渉等の現状(TPPを除く)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
<b>豪州</b>		7月 政府間 第一次共同研究	4月 政府間 第二次共同研究	12月	4月 交渉開始				11月 日豪首会談 12月 第13回交渉会合	2月 第14回交渉会合 4月 第15回交渉会合 6月 第16回交渉会合	第17回交渉会合(時期未定)
<b>ASEAN全体 (AJCEP)</b>					物品貿易等 が妥結	発効		サービス章・投資章 の継続交渉開始		3月, 10月 合同委員会	4月 合同委員会
<b>モンゴル</b>								6月 共同研究開始	3月 共同研究完了	3月 日モンゴル首脳会談 (交渉開始すること一致) 同月 交渉準備会合 6月 第1回交渉会合 12月 第2回交渉会合	4月 第3回交渉会合
<b>カナダ</b>									3月 共同研究開始	3月 共同研究完了 同月 日加首脳会談 (交渉開始すること一致) 7月 交渉準備会合 11月 第1回交渉会合	4月 第2回交渉会合
<b>コロンビア</b>								9月 日コロンビア首脳会談 (共同研究の立ち上げに合意) 11月 共同研究開始		7月 共同研究完了 9月 日コロンビア首脳会談 (交渉開始すること一致) 12月 第1回交渉会合	5月 第2回交渉会合
<b>日中韓</b>								5月 共同研究開始	5月 日中韓サミット 11月 日中韓首脳会議 12月 共同研究完了	【参考:3月 日中韓投資協定大筋合意】 5月 日中韓サミット (年内の交渉開始で合意) 11月 日中韓経済貿易大臣会合 (交渉開始を宣言)	3月 第1回交渉会合 時期未定 第2回交渉会合
<b>東アジア 地域包括的 経済連携 (RCEP※)</b>								9月 CEPEA※及びEAFTA※ A※について原産地 規則等の作業部会で 政府間での議論開始	11月 ASEAN関連首脳会議 (CEPEA及びEAFTAの提案を ふまえRCEPの枠組みを採決, 「物品貿易」, 「サービス貿易」, 「投資」の3作業部会を設置)	4月 ASEAN首脳会議 (ASEAN諸国は年内にRCEPの交渉立ち 上げを目指すこと合意) 8月 ASEAN関連経済大臣会合 11月 ASEAN関連首脳会議 (交渉立ち上げを宣 言)	5月 第1回交渉会合 9月 第2回交渉会合(予定)
<b>EU</b>								4月 日EU定期首脳協議 共同検討作業の開始で合 意(日本政府・欧州委員 会間で実施)	5月 日EU定期首脳協議 (交渉のためのプロセス開始に つき合意) 11月 日EU首脳協議	7月 交渉の大枠を定めるスコーピング作業の終了を受け, 欧州委員会が交渉権限(マンデート)案につき, 理事 会(EU加盟国)の承認を求めることを決定 11月 外務理事会が欧州委のマンデートを採択	3月 日EU首脳電話会談 交渉開始を決定 4月 第1回交渉会合 6月 第2回交渉会合(予定)
<b>トルコ</b>										7月 共同研究の立ち上げに合意 11月 共同研究第1回会合	2月 共同研究第2回会合
<b>韓国</b>								9月 交渉再開に向けた局 長級事前協議 12月 日韓ハイレベル経済協 議(次官級)	5月 第2回局長級事前協議 10月 野田総理訪韓 (交渉再開に必要な実務的作業を本格 的に行うこと一致)		
<b>GCC(※)</b>								5月 準備会合 9月 交渉開始	3月 第4回 中間会 合		

※ GCC=湾岸協力理事会: サウジアラビア, カタール, クウェート, アラブ首長国連邦, バーレーン, オマーンで構成。

準備会合

GCC側がFTA政策  
全体の見直しを始  
めたため, 交渉を延  
期



# 日中韓FTA交渉

## 日中韓FTAを巡る経緯と今後の予定

2003年～09年	民間共同研究実施。
2009年10月	日中韓サミットにて、産官学共同研究の立上げを目指すことで意見が集約。
2011年12月	第7回共同研究会合(於:韓国・平昌)において、共同研究を終了。
2012年5月	日中韓サミット(於:北京)において、日中韓FTAの年内の交渉開始につき一致。
2012年6月～9月	交渉開始に向けた準備のため、3回に亘る事務レベル会合を開催し、実務的な協議を終了。
2012年11月	ASEAN関連首脳会議の機会に開催された日中韓経済貿易担当大臣会合(於:プノンペン)において、 <u>日中韓FTA交渉の開始を宣言</u> 。
2013年2月	日本において第1回交渉会合に向けた準備会合を開催。
2013年3月	韓国において第1回交渉会合を開催。
2013年6月 (以下予定)	日本において第2回交渉会合に向けた準備会合を開催。
時期未定	第2回交渉会合(於:中国)

## (参考)共同研究の提言

### <提言>

●将来の日中韓FTA交渉に適用される、以下の4つの指針的原則を提言する。

- ・日中韓FTAは包括的且つ高いレベルのFTAとなることを目指すべき
- ・日中韓FTAはWTOルールに整合的であるべき
- ・日中韓FTAは相互主義と互惠に基づくバランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウインの状況を目指すべき
- ・日中韓FTA交渉は、各国のセンシティブ分野に対し然るべく配慮しつつ、建設的且つ積極的に行われるべき

# 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉

## RCEP(アールセップ)とは

- 東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership)の略。
- ASEAN10か国(ブルネイ, カンボジア, インドネシア, ラオス, マレーシア, ミャンマー, フィリピン, シンガポール, タイ, ベトナム)+6か国(日本, 中国, 韓国, オーストラリア, ニュージーランド, インド, 以下「FTAパートナー諸国」)が交渉に参加する広域経済連携。



## RCEPを巡る経緯と今後の予定

我が国が提唱してきた東アジア包括的経済連携(CEPEA; ASEAN+6)と、中国が提唱してきた東アジア自由貿易圏(EAFTA; ASEAN+3)が併存。双方について、これまで、民間研究、政府間の検討作業を実施。

- 2011年11月 ASEAN首脳は、両構想を踏まえ、ASEANとFTAを締結しているFTAパートナー諸国とのRCEPを設立するためのプロセスを開始することで一致。
- 2012年 4月 ASEAN首脳は、2012年11月の交渉立上げを目指すことで一致。
- 2012年 8月 ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、2012年11月の交渉立上げを首脳に提言するため、交渉の基本指針及び目的にかかる文書(「RCEP交渉の基本指針及び目的」)を採択。
- 2012年11月 ASEAN関連首脳会議のRCEP交渉立上げ式において、ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の首脳は、RCEP交渉立上げを宣言。
- 2013年 2月 交渉の準備のための会合開催。
- 2013年 5月 ブルネイに於いて第1回交渉会合開催。
- (以下予定)
- 2013年 9月 第2回交渉会合(於:豪州)

# 日EU・EPA交渉

## 日EU・EPAを巡る経緯と今後の予定

2011年5月	日EU定期首脳協議で、自由貿易協定／経済連携協定(FTA／EPA)交渉の大枠を定めるスコーピング作業の開始に合意。
2012年7月	スコーピング作業の終了を受け、欧州委員会として交渉権限(マンデート)を理事会(EU加盟国)に求めることを正式決定。
2012年11月	EU外務理事会で交渉権限が採択され、日EU間で交渉開始に向けた環境が整った。
2013年 3月	日EU首脳電話会談で交渉開始を決定。
2013年 4月	ベルギー・ブリュッセルにおいて第1回交渉会合開催。
(以下予定)	
2013年 6月	第2回交渉会合(於:東京)

## 交渉分野と日EU双方の関心事項

### ●交渉分野

我が国の既存のEPAで交渉してきた項目と基本的に同様。(注:通常我が国のEPAに含まれる項目は、総則、物品の貿易、税関手続き及び貿易円滑化、非関税措置、知的財産、衛生植物検疫措置(SPS)、サービス貿易、投資、自然人の移動、電子商取引、政府調達、競争、紛争解決、協力等。)

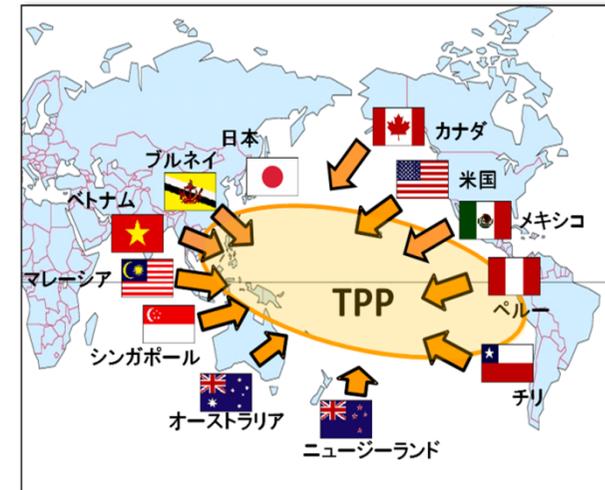
### ●日EU双方の関心事項

- 日本側関心事項は、EU側の鉱工業品の高関税の撤廃(例:自動車10%、電子機器14%)や、サービス貿易・投資の拡大。
- EU側関心事項は、自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等の非関税措置や、政府調達(鉄道等)。

# - TPPの概要

## これまでのTPP関連の動き

- 2006年 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成るP4協定が発効。
- 2008年 米国が交渉開始意図表明。
- 2009年 米国、TPP協定交渉への参加を議会通知。
- 2010年 (交渉会合を4回開催)
- 3月 第1回会合でP4協定加盟の4カ国に加え、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。
  - 10月 菅総理(当時)所信表明演説「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」第3回会合でマレーシアが交渉参加。計9カ国に。
  - 11月 APEC首脳会議(於:横浜)
    - ・菅総理(当時)記者会見、「関係国との協議を開始するその姿勢を明確にしたところ」
- 2011年 (交渉会合を6回開催)
- 11月 APEC首脳会議(於:ホノルル)
    - ・野田総理(当時)、交渉参加に向けた関係各国との協議を開始する旨表明。
    - ・メキシコ、カナダ、交渉参加に向けた協議開始の意向表明。
- 2012年 (交渉会合を5回開催)
- 1-2月 交渉参加9カ国と協議⇒米、豪、NZを除く6カ国は我が国の交渉参加を支持。
  - 4月 日米首脳会談で、オバマ大統領から、自動車、保険、牛肉について関心の表明あり。
  - 6月 交渉参加9カ国、メキシコ、カナダの交渉参加支持表明。
    - ⇒10月、両国の交渉参加に関する9カ国の国内手続きが終了。計11カ国に。(※実際の交渉会合への参加は11月)
  - 11月 オバマ大統領再選後、ASEAN関連首脳会議の際の日米首脳会談で、協議の加速化で一致。東アジアサミットの折のTPP首脳会議で、参加7か国の首脳は2013年中の交渉妥結を目指すことに合意。
- 2013年
- 2月 日米首脳会談で、日米の共同声明を发出。
  - 3月 第16回会合(於:シンガポール)、安倍総理「交渉参加」表明。
  - 4月 日米協議合意、交渉参加11カ国が日本の交渉参加支持表明。
  - 5月 第17回会合(於:ペルー)
  - 7月 第18回会合(於:マレーシア)、日本は、現交渉参加国の国内手続きが完了し次第、交渉参加の見込み。



(10月にはAPEC首脳会議がインドネシア・バリにて開催予定。)

# TPP交渉で扱われる分野

## TPPの基本的考え方

(出典: 昨年9月に発出された「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」等)

### 1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

### 2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

<p>(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>		<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>		<p>(3) 貿易円滑化</p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>		<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>		<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等)</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>		<p>(7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>		<p>(8) 知的財産</p> <p>知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>		<p>(9) 競争政策</p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>		<p>サービス</p> <p>(10) 越境サービス</p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>	
<p>サービス</p>			<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>		<p>(15) 投資</p> <p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>		<p>(16) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>		
<p>(11) 一時的入国</p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p>		<p>(12) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>		<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>					
<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>		<p>(18) 制度的事項</p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>		<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>		<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>		<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>	

# 直近の交渉の状況①(第17回交渉会合の概要)

(※以下の情報は、米国、ペルーによるプレスリリースをもとに取りまとめたもの。)

## ■1. 会合及び交渉の全体像

- 日程:5月15日-24日(於:ペルー・リマ)
- 交渉参加11カ国から700名以上の交渉担当者が参加。
- 次回交渉会合は、7月15日-25日にマレーシアで開催予定。
- 5月19日に開催されたステークホルダー会合には、300名以上のステークホルダーが参加し、交渉担当者との話し合いの機会が設けられ、50以上のプレゼンテーションが行われた。ステークホルダーは、交渉担当者に対し、TPPで議論されている幅広い事項に関する考えを伝え、更なる意見を述べるために、交渉担当者とは非公式な会合も行われた。また、交渉参加国の首席交渉官によるステークホルダーのための説明が行われた。

## ■2. 今次交渉会合の成果

- 交渉担当者は、TPP交渉参加国の貿易大臣が、先月、インドネシア・スラバヤにおけるアジア太平洋経済協力(APEC)貿易担当大臣会合の機会に合意した行動計画、及び未解決の課題に対して実際的な解決を見出すようにとの貿易大臣の指示に従い、協定全体を通じて交渉を進展させた。
- 越境サービス貿易、衛生植物検疫(SPS)、貿易救済等を担当する交渉グループは、作業を大きく進展させた。TPP交渉参加国は、貿易の技術的障害(TBT)、電子商取引、原産地規則、投資、金融サービス、知的財産、透明性、競争、環境及びその他の課題を含む条文案についても作業を前進させた。知的財産、競争及び環境といったより困難な課題については、交渉担当者は建設的な議論を行ったが、解決すべき課題が残っており、作業を続けるための次のステップについて合意した。
- 交渉担当者は、物品、サービス、投資及び政府調達に関する各国の市場へのアクセスを提供する包括的なパッケージを策定するための作業を更に前進させた。また、その性質と複雑さゆえに交渉担当者が追加的な時間を必要とすることを認識した。

## ■3. 我が国の交渉参加

- TPP参加11カ国は、日本をTPP交渉に円滑に参加させるための計画について議論を行った。日本が、7月会合に実質的で意味のある形で参加することを希望していることが認識され、これは達成することが可能であると考えられる。全ての交渉参加国がそれぞれの国内手続きを完了し、日本が正式に交渉に参加し次第、7月の会合への日本の参加は適切に達成されることが交渉参加国間で合意された。

# 直近の交渉の状況②(第16回交渉会合の概要)

(※以下の情報は、米、シンガポールによるプレスリリースをもとに取りまとめたもの。)

## ■1. 会合及び交渉の全体像

- 日程:3月4日-13日(於:シンガポール)
- 交渉参加11カ国から600名以上の交渉担当者が参加。
- 次回交渉会合は、5月15日-24日にペルー・リマで開催予定。また、4月20日及び21日に開催されるAPEC貿易担当大臣会合(於:インドネシア・スラバヤ)の機会を利用して、それまでの交渉の進捗を議論し、交渉担当者に対し更なる指示を出すために、TPP交渉参加国の閣僚会合が開催される予定。
- 3月6日に開催されたステークホルダー会合には、300名以上のステークホルダーが参加し、交渉担当者との話し合いの機会が設けられたほか、60のステークホルダーが幅広い事項についてのプレゼンテーションを行った。同日には、交渉参加国の首席交渉官によるステークホルダーのための説明が行われた。

## ■2. 今次交渉会合の成果

- 今次交渉会合では、交渉参加国の首脳が見据えた2013年中という期限内に、次世代型で包括的な協定の交渉を妥結することへ向けて交渉を加速化するという目標が達成された。
- 規制制度間の整合性、電気通信、税関及び開発については良い進展があった。これらの分野の残された作業は、協定を完成する段階において取り扱うこととし、当面は、これらの分野の作業部会は開催されないこととなった。これにより、交渉参加国は、知的財産、競争、環境等といったより困難な分野の問題解決に努力を集中させることが可能となる。
- サービス、電子商取引、SPS(植物衛生検疫)、TBT(貿易の技術的障壁)、政府調達についても真剣に議論が行われ、進展があった。
- 物品、サービス、投資及び政府調達については、交渉担当者は野心的で包括的な市場アクセスのパッケージを策定する作業を継続し、進展があった。前回の交渉会合からの市場アクセス分野における前進を更に進め、交渉参加国の首脳が追求することに合意した高いレベルの野心と一致する結果へ向けた進展を続けるため、交渉参加国は、交渉会合間の作業を行うことに合意した。

# 直近の交渉の状況③(第15回交渉会合の概要)

(※以下の情報は、米、ニュージーランドによるプレスリリースをもとに取りまとめたもの。)

## ■1. 会合及び交渉の全体像

- 日程:2012年12月3日-12日(於:オークランド(NZ))
- 交渉参加11カ国から交渉担当者が参加。
- 次回交渉会合は、3月4日-13日にシンガポールで開催予定。
- 12月7日に開催されたステークホルダー会合には、多くのステークホルダーが参加(300名以上が登録)。交渉参加国から参加したステークホルダーにより、知的財産、労働、環境、市場アクセス等に関する70以上のプレゼンテーションが行われるとともに、交渉担当者との非公式な意見交換が行われた。同日には、交渉参加国の首席交渉官によるステークホルダーのためのブリーフが開催された。
- メキシコ及びカナダが、全体交渉会合に初めて参加した(注:両国は11月にメキシコで開催された中間会合から交渉に参加。)。

## ■2. 今次交渉会合の成果

- 今次交渉では、初めて全体交渉会合に参加したメキシコ及びカナダを円滑に交渉に組み入れること、及び2013年中の交渉妥結を可能とする基礎の形成に向けて進展を得ることが目標とされた。29章からなる協定の残る部分をまとめるべく更なる取り組みがなされ、交渉全体として進展があった。
- 貿易の技術的障壁、電気通信サービス、税関手続、衛生植物検疫といったより技術的な分野では、交渉担当者は問題を解決すべく、また、残された問題については妥結への明確な道筋を策定すべく取り組み、次回交渉会合までの間も作業を行うことに合意した。
- 知的財産、環境、投資等のより複雑又はセンシティブな分野では、より技術的な問題の解決へ向けた作業が行われるとともに、交渉妥結の際に解決が必要な難しい問題についても、実質的な立場の相違の明確化に向けた作業が行われた。
- 市場アクセスについても、首脳及び閣僚が設定した野心の水準を満たし、かつ全ての参加国が受入れ可能な全体的なパッケージの策定に向けて議論を継続し、作業の前進をみた。交渉担当者は、鉱工業品、農業、繊維に関する関税パッケージ及び原産地規則の策定に関する作業を継続した。また、各国のサービス、投資、政府調達市場を開放するコミットメントに関しても議論を行った。また、次回交渉会合で更なる進展が得られるように、交渉会合間の作業に関する予定表を策定した。

# 最近のTPP交渉会合の成果

交渉会合の成果	日程・場所
<p>—期待していたより良い進展があり、<u>中小企業による協定利用促進に関する議論が終結</u>。投資、商用関係者の移動、原産地規則、知的財産、サービス貿易、市場アクセス、税関手続、労働及び環境等に関する章が前進。また、規制制度間の整合性、TPP参加国間のサプライ・チェーンの深化、開発の促進といったその他の分野的横断事項についても妥結へ向けて前進。</p> <p>—市場アクセスの協議では、各国の鉱工業品、農産品及び繊維市場へのアクセスを提供する野心的な関税パッケージを作成するために取り組みを継続。また、各国のサービス及び政府調達市場の自由化に向けた約束に関する議論を実施。</p> <p>—国有企業に関する米国の提案について有意義な議論を行ったほか、環境、デジタル・エコノミー及び地域的サプライチェーンの開発などに関する新しい課題についても建設的な議論を行った。なお、チリは環境保全及び生物多様性に関し、チリの農業の利益を守ることを前提に、現行の国際法に沿った提案を行った。</p>	<p>第12回会合</p> <p>2012年 5月8日－16日</p> <p>米国 (ダラス)</p>
<p>—税関、越境サービス、電気通信、政府調達、競争政策及び協力とキャパシティビルディングを含む多くの分野において特に重要な進展があった。また、原産地規則、投資、金融サービス、一時的入国等を含むその他の分野においても実質的な進展があった。より複雑でセンシティブな分野である知的財産、国有企業、環境についても議論を行った。</p> <p>—各国の鉱工業品、農業及び繊維市場へのアクセスを与える野心的な関税パッケージについて、集中的な協議が続けられた。加えて、米国と他のTPP交渉国が新しい潜在的機会があると見なしているサービス市場についても、自由化に関する特定のコミットメントについて協議された。</p> <p>—協定の利益を更に増大させるために、どのように地域のサプライチェーンを発展させるかについての議論も進展した。</p> <p>—米国は、知的財産の作業部会において、著作権の制限と例外に関する新しい提案を行った。</p>	<p>第13回会合</p> <p>2012年 7月2日－10日</p> <p>米国 (サンディエゴ)</p>
<p>—市場アクセス、税関、原産地規則、貿易の技術的障害、衛生植物検疫、越境サービス、電気通信サービス、政府調達等を含む幅広い分野で進展があった。</p> <p>—鉱工業品、農業、繊維、サービスと投資、及び政府調達に関し、各国が作成している関税及び他の市場開放に関する特定の約束の策定も引き続き前進した。</p> <p>—交渉参加9カ国は、知的財産、環境、労働等の重要な課題についても引き続き重点的に取り組んだ。</p>	<p>第14回会合</p> <p>2012年 9月6日－15日</p> <p>米国 (リーズバーク)</p>

(※第12回から第14回の交渉会合後の参加国によるプレスリリースをもとに取りまとめたもの。)

# - TPP協定交渉の 分野別状況

# TPP協定交渉の分野別状況

(2012年3月に公表したもの)

分野	規定内容	交渉状況
<p>1. 物品市場 アクセス</p>	<p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>1. 関税の撤廃等については、包括的で高いレベルの自由化を目指し、2011年1月以降、各国間においてオファー【注1】とリクエストをそれぞれ交換し、現在も交渉が続いている。交渉参加国の中には、すでに二国間FTAを有している国に対してオファーやリクエストを提示していない国もあるため、全ての交渉参加国が共通のオファーに基づいて交渉を行うといった方法はこれまでとられておらず、現在も二国間ベースの交渉が続いている。交渉は一定の進捗が見られるものの当初見込まれていたよりも遅れており、依然として本格的な議論を交渉参加国の間で行う状況には至っていない。</p> <p>交渉対象については、全ての品目を自由化交渉の対象としてテーブルに乗せなければいけないとされているが、最終的な関税撤廃の原則については定かではなく、センシティブ品目【注2】の扱いは交渉分野全体のパッケージの中で決まるとされている。</p> <p>【注1】「オファー」とは、関税交渉において各国が行う品目毎の関税撤廃ないし削減に関する提案。一般に関税交渉においては、各国がこうしたオファーを交換し、それに対する更なる「リクエスト」(要求)を行い、オファーとリクエストを繰り返して交渉を進めていく。</p> <p>【注2】センシティブ品目とは、当該国にとって重要であり、かつ輸入の増加により悪影響を受けるおそれが高い品目をいう。</p> <p>(1) 関税撤廃の原則については、長期の関税撤廃などを通じて最終的には関税をゼロにするというのが原則とされている模様。また、90～95%を即時関税撤廃(協定発効日に関税撤廃)し、残る関税についても7年以内に段階的に関税を撤廃すべきとの考え方を支持している国が多数ある中で、即時撤廃率をより低くすべきとの提案もある模様。交渉は上記のとおり二国間ベースで行われており、関税撤廃の原則の具体的な内容についての9カ国間の合意は未だない模様。</p> <p>(2) センシティブ品目の扱いについては、関税の撤廃・削減の対象としない「除外」や、扱いを将来の交渉に先送りする「再協議」は原則として認めず、10年以上を含む長期間の段階的関税撤廃というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多いが、合意には至っていない。現時点で除外を求めている国はない。一方、交渉参加国には、センシティブ品目について未定としてオファーを提示している国もある。</p>

分野	規定内容	交渉状況
<p>1. 物品市場 アクセス</p>	<p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上で基本的なルールを定める。</p>	<p>2. 物品の貿易に関するルールについては、P4協定や交渉参加国間の既存のFTAに見られる規定を基に議論が行われているが、鉱工業品、農産品、繊維で別々の条文案が作成されている。</p> <p>(1) 輸出数量制限については、追加的議論は排除しないが、特定の例外的な事情を除き、原則禁止するというWTOにおける規律内容を超える規定は現時点でないとの情報がある。</p> <p>(2) 輸出税(産品を輸出する際に輸出国が課す税)に関し、禁止の方向で議論が行われているが、これに反対する国もあり、議論は収斂していない。</p> <p>(3) 輸出補助金については、TPP参加国のFTAに例があるとおり原則的に禁止(第三国が使用する輸出補助金に対抗する輸出補助金は除外)の方向で議論されているとの情報がある。</p> <p>(4) 食料安全保障に関連し、食料需給情報の共有等に関する提案が出されているとの情報がある。</p> <p>(5) 医薬品関連のルールは、物品の貿易の分野ではなく、(制度的事項の)「透明性」の分野での議論の中で扱われている。</p>

分野	規定内容	交渉状況
2. 原産地規則	<p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>	<p>1. 関税の減免の対象となる「締約国の原産品」(締約国で生産された産品)として認められる基準(原産地規則)について、現状では交渉参加国が締結しているFTAごとに異なる原産地規則が存在するため、9カ国間で統一された原産地規則を新たに策定するべく交渉が行われている。</p> <p>2. 品目別原産地規則(PSR)を巡っては、センシティブ品目以外については交渉が進展しているが、最終的な合意までには、依然として作業が多く残されている模様。PSRは品目ごとの市場アクセスと関連があるので交渉の最後に議論されるとの情報があ。特に繊維製品のPSRについて、締約国以外の国で生産された原糸を使用した場合も原産品と認めるか否かが大きな論点となっており、交渉が難航している。</p> <p>3. 繊維等について、実質的に締約国以外の国で生産された産品が、締約国の原産品として協定上適用される有利な税率で輸入(迂回輸入)されることを防止する観点から、締約国間の税関協力等を提案している国もあるが、受け入れは厳しいとする国もある。</p> <p>4. 「累積」【注】を採用することで意見が一致しているが、その適用については、TPP協定発効時点から全ての産品について可能とするか、全締約国の関税が撤廃された後の産品についてのみ可能とするかについて意見が分かれているとの情報がある。 【注】例えば締約国Aが、締約国Bで生産された原材料を使用して加工品を生産し、締約国Cに輸出する場合、B国産の原材料をA国産のもののみみなして原産地を定めることを認めるもの。</p> <p>5. 加工農産品について、基本的に輸入材料の使用を認める方向で議論が進んでいるが、原産品として認められるために必要な基準については、合意に至っていない。他方で、一部の加工農産品については、輸入材料の使用を認めない厳格な基準の適用を求めている国もあるとの情報がある。</p> <p>6. 原産品であること(原産性)を証明するための制度について、輸出者が自ら証明書を作成する「自己証明」制度、輸入者が作成する「自己証明」制度、公的機関が証明書を発給する「第三者証明」制度が提案されている。自己証明制度を中心に議論が進んでいるが、受け入れに難色を示す国もあり、国ごとに異なる制度を適用するべきとの意見もあるとの情報がある。</p>

分野	規定内容	交渉状況
3. 貿易円滑化	貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	<p>P4協定のテキストをベースに、貿易規則の透明性の向上、貿易手続の簡素化・迅速化や国際標準への調和化のための規定、窓口一本化(シングル・ウィンドウ【注1】)等の要素について議論が行われており、大きな対立もなく、交渉が進展している。</p> <p>また、認定事業者(AEO)制度【注2】、事前教示【注3】についても、議論が行われているとの情報がある。</p> <p>【注1】シングル・ウィンドウとは、関係機関の各システムを相互に接続・連携することにより、各輸入関連手続に共通する情報の重複入力の手間を省き、複数の行政機関への申請をひとつの窓口から行うことを可能とする制度。</p> <p>【注2】認定事業者(AEO)制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が認定し、迅速化・簡素化された税関手続の利用を認める制度。</p> <p>【注3】事前教示とは、輸入者等が税関に対し、輸入を予定する貨物の関税分類、関税率等について事前に照会し、回答を受けることができる制度。</p>
4. SPS(衛生植物検疫)	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. WTO・SPS協定の権利義務を強化し、発展させることにつき合意がある。具体的には、リスク評価の透明性強化、科学的根拠の定義、国際基準との調和や情報共有、協力、紛争解決、委員会の設置などが議論されている。</li> <li>2. 現在のところ、特定品目に関する提案や議論はない。個別措置の解決については、TPP協定交渉の議題には載せていないが、TPP協定交渉の会合が行われる機会に二国間で議論している国もあるとの情報がある。</li> <li>3. 措置の同等【注1】、地域主義【注2】及びリスク評価の手続については、関連する国際機関が作成したガイドラインに法的性格を持たせることが議論されているとの情報がある。一方、衛生植物検疫上の保護の水準は、WTO・SPS協定により各国に委ねられており、TPP協定交渉においても変更はないとする国もある。また、それらの手続きについて期限を設定することが議論されているが、期限を設定することについて否定する情報もあり、議論は収斂していない模様。</li> </ol> <p>【注1】措置の同等とは、輸出国の措置が、輸入国の措置とは異なるが、同レベルの保護水準を達成することが証明された場合には、これを同等の措置として輸入国が認める概念。</p> <p>【注2】地域主義とは、病害虫発生国であっても、清浄地域(病害虫の発生していない地域)において生産されたものであればその輸入を認める概念。</p>

分野	規定内容	交渉状況
5. TBT(貿易の技術的障害)	<p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. WTO・TBT協定の権利義務を再確認し、更に強化、発展させることが議論されている。例えば、規格を策定する過程で相手国の利害関係者の参加を認めること、一般人からの重要なコメントへの回答を開示すること、規格の適合性を評価する機関の認定に当たっての内国民待遇等が議論されている模様。</li> <li>2. 個別品目を対象とした規律に関しては提案があるが、議論は進んでおらず、そもそも個別品目を対象とした規律を協定に入れることについて合意はないとの情報がある。</li> <li>3. GMO(遺伝子組換え作物)やそのラベリング(表示方法)、自動車についての提案はない。</li> </ol>
6. 貿易救済	<p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. セーフガード【注1】、アンチ・ダンピング【注2】、相殺関税【注3】等の措置について交渉が行われており、これらに関し、WTO協定上の権利義務を確認しつつ、更に透明性や適正な手続の確保について議論を行っている。他方、貿易救済措置は、物品市場アクセスにおけるセンシティブ品目の扱いと密接に関連するため、議論は収斂していない。  【注1】セーフガードとは、ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合に、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置。WTO協定に基づき、全てのWTO加盟国からの輸入品に対して一律に適用されるWTOの一般セーフガードに対し、FTAの規定に基づき、FTA締約国間で適用されるセーフガードを二国間セーフガード(二国間FTAの場合)、または地域セーフガード(多国間FTAの場合)等と呼ぶ。  【注2】アンチ・ダンピングとは、ダンピング(不当廉売)によって国内産業が被る損害を除去する目的で相手国の物品に追加的に関税を賦課する制度。輸出価格と輸出国の国内価格等の正常価格とを比較して、輸出価格が正常価格よりも低い場合に、これを不当な廉売としてその差額について関税を課すもの。  【注3】相殺関税とは、輸出国の補助金を受けた輸入貨物に対し、国内産業保護のために補助金額の範囲内で割増関税を課す制度。</li> <li>2. セーフガードについては、WTOの一般セーフガードを基礎とすべきとする国と、TPP協定締約国間でのみ適用される地域セーフガードを認めるべきとする国があり、議論は収斂していない。また、品目別セーフガード(特定の品目を対象にしたセーフガード)が、一部の品目につき議論されている模様。</li> <li>3. TPP協定上の地域セーフガードについて、発動可能な期限を対象品目の関税が撤廃されるまでとすべきとする国が多いが、関税撤廃後も発動可能な制度とすることを主張する国もあり、議論は収斂していない。また、同一品目に対する再発動が認められるか否かについては、意見が分かれている模様。</li> <li>4. アンチ・ダンピングについては、手続きの透明性及び調査に関し、WTO協定以上の規定を設ける提案を行っている国がある一方、これに反対する国もあり、議論が進展していない模様。</li> </ol>

分野	規定内容	交渉状況
7. 政府調達	中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールについて定める。	<p>1. WTO政府調達協定(GPA)【注1】並みの規定とするか、あるいはそれを上回る水準のものとするかを中心に交渉が行われている。</p> <p>2. 対象機関については、地方政府及びその他の機関も含めることを目指している国もあるが、現時点では中央政府に集中して議論されている。</p> <p>3. 対象となる調達の基準額については、GPAと同様に、物品、サービス、建設サービスに分けて議論されており、参加国に共通に適用される単一のものとすべきという主張や、具体的な額に関する様々な提案が行われている模様で、議論は収斂していない。</p> <p>4. 入札公告等における外国語の使用については、GPA並みの義務(例えば、英語で入札公告の概要を告示)が課されるであろうとの情報があるが、議論は収斂していない。</p> <p>【注1】WTO・GPAは、外国人と自国民に対し、同等(無差別)の待遇を与える「内国民待遇」を原則としている。また、調達する物品・サービスの仕様や入札の参加資格を定める際、あるいは入札を実施する際の原則等についても規定している。TPP協定交渉参加国の中でGPAの締約国は米国とシンガポールのみ(日本は締結済み)。</p> <p>なお、2011年12月、WTO・GPA閣僚会議において、GPA改正交渉が妥結した。改正GPAでは、対象機関及び対象となる調達物品・サービスの範囲の拡大や調達手續における電子的手段の使用の推奨、途上国に与えられる優遇措置の明確化などが定められている。</p>

分野	規定内容	交渉状況
8. 知的財産	知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	<p>1. WTO・TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の内容をどの程度上回る保護水準・保護範囲とするかを中心に議論が行われているが、米、豪、シンガポール、チリ、ペルーのように高いレベルの保護水準を有するFTAを既に締結している国がある一方、高いレベルの保護水準を有するFTAを締結した経験がない国もあり、個別項目についての意見は収斂していない模様。</p> <p>2. 個別項目の中には、商標、地理的表示、著作権、特許、医薬品関連、執行関連等が含まれているが、各国の意見が異なっており、議論が続いている。</p> <p>具体的には、視覚で認識できない商標、地理的表示の保護制度【注1】、著作権の保護期間、発明公表から特許出願までの猶予期間、営業秘密や医薬品のデータ保護期間、民事救済における法定損害賠償、著作権侵害に対する職権による刑事手続、インターネット・サービス・プロバイダの責任制限【注2】、遺伝資源及び伝統的知識【注3】等が議論されている模様。</p> <p>【注1】「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が特定の地域等を原産地とするものであることを特定する表示をいう(TRIPS協定第22条第1項)。</p> <p>【注2】インターネット・サービス・プロバイダの責任制限とは、インターネットによる情報の流通によって権利の侵害があった場合において、インターネット・サービス・プロバイダの損害賠償責任を制限すること。</p> <p>【注3】遺伝資源とは、現実の、または潜在的な価値を有する遺伝素材のことであり(生物多様性条約第2条)、伝統的知識とは、定義自体世界知的所有権機関(WIPO)で議論されているが、一般的には、伝統的背景における知的活動から生じた知識のこととされている。</p>
9. 競争政策	貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。	<p>1. TPP協定交渉参加国がこれまでに締結したFTAに含まれる共通の要素(競争法の原則、競争法の執行とそれに係る競争当局間の協力、公的企業及び指定独占企業に対する規律のあり方)を中心に議論されている。</p> <p>2. 競争分野の条文案には、競争法及び競争当局を設置・維持すること、競争法を執行する手続の公正な実施、透明性の確保、消費者保護、私人が訴訟を行う権利を付与すること並びに競争当局間の技術協力に関する約束が含まれている。</p> <p>なお、競争法の適用除外に関しては、適用除外に関する公開情報を他の締約国に提供するといった透明性の確保について議論が行われている模様。</p> <p>3. 国有企業に特化した議論が行われており、2011年10月末に米国が提案した国有企業に関する条文案は、有利な待遇を与えられた国有企業により、競争及び貿易が歪曲されることを防止し、民間企業との間で、平等な条件(機会)が与えられることを意図するとしている。同提案については、各国が検討している段階であるが、国有企業の規律に後ろ向きな国もあるとの情報がある。</p>

分野	規定内容	交渉状況
10. 越境サービス	<p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>	<p>1. ルール(サービス貿易の一般的規制を定めるもの)  (1)WTO・GATS(サービス貿易一般協定)に盛り込まれている、無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けることや、関連措置の透明性の確保、現地拠点設置要求禁止、いわゆる「ラチェット(つめ歯車)」条項【注】等に関する規定が議論されており、核となる要素のほとんどについて合意した。  【注】「ラチェット」条項とは、内国民待遇等の規律の適用対象外として留保した措置に関し、自由化の程度を悪化させない場合に限って例外措置を修正できることを定めるもの。  (2)他国の資格・免許を相互に認め合うこと(相互承認)については、TPP協定発効後に専門職の相互承認を関心国間で議論するための枠組みについて検討されているが、医師等の個別の資格・免許を相互承認することについての議論はない。  (3)急送便(エクスプレス・デリバリー)サービスについては、公正な競争条件の確保の観点から提案がなされているが、急送便サービスについての規定を置くかも含め議論は収斂していない模様。  2. 市場アクセス  (1)ネガティブ・リスト方式(リストに掲載したものは適用対象としない方式。一般に、自由化対象のみを記載するポジティブ・リスト方式に比べ、自由化の水準が高い。)に基づいて交渉している。  (2)各国が作成したネガティブ・リストに記載された内容について互いに確認を進めている状況にある。  (3)市場アクセスについては、現在各国間でネガティブ・リストの内容を確認する作業が行われていることから、完全自由化(全ての障壁の撤廃)は目標になっていない。</p>
11. 商用関係者の移動(一時的入国)	<p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p>	<p>1. 入国に関する申請処理の透明性の確保や、手続の迅速化、TPP交渉参加国の当局間の技術協力の促進等について実質的な合意に近づいている模様。この分野の交渉内容は、通常のFTAで規定されている範囲のものとされている。  2. 技術協力に関しては、入国審査の際の生体情報による本人認証技術に関する具体的な提案がなされている。  3. 専門家を含む商用関係者について、各国がそれぞれ約束を適用する範囲(「短期商用」「投資家」「企業内転勤」「サービス提供者」等のカテゴリ)を検討するとともに、各国共通の約束を行うのか、国ごとに独自の約束を行うのかについても議論が続いている。なお、自国の約束について提案を行っていない国があるとの情報もある。  4. いわゆる単純労働者の移動は議論の対象となっていない。</p>

分野	規定内容	交渉状況
<p>12. 金融サービス</p>	<p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>1. ルール(金融サービスの一般的規制を定めるもの)</p> <p>(1) 透明性, 無差別性(内国民待遇, 最恵国待遇), 新しい金融サービスの公正な扱い, 投資保護, 国家と投資家との紛争解決(ISDS)手続の適用等について議論されている。</p> <p>(2) また, 信用秩序の維持のための措置【注】についても議論されている。 【注】①投資家・預金者・保険契約者保護のための措置, ②金融システムの安定性確保のための措置</p> <p>(3) 保険サービスについて民間との対等な競争条件の確保を念頭に議論が行われているとの情報があるが, 郵政事業体や共済といった個別分野の扱いについては明らかになっていない。また, 郵政事業体や共済についてはこれまで議論はないとの情報もある。</p> <p>(4) 公的医療保険制度などGATSでも適用除外となっている国が実施する金融サービスの提供は, 議論の対象となっていない模様。 ※米国は, 公的医療保険制度を廃止し, 私的な医療保険制度に移行することを要求していることはないと明言。</p> <p>(5) 国有企業の取扱いについては, 金融サービスではなく, 競争政策の分野で提案が行われている。</p> <p>(6) ISDS手続の金融サービス章への適用については, パネリストの選任等について議論されているが, 合意は形成されていない。</p> <p>(7) なお, 金融サービス章の進捗自体は, 他章と比較して芳しくないとの情報がある。</p> <p>2. 市場アクセス</p> <p>ネガティブ・リスト方式が検討されている模様。一部については, ポジティブ・リスト方式の検討が行われているとの情報もある。</p>

分野	規定内容	交渉状況
13. 電気通信サービス	電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	<p>1. 電気通信サービス分野の特殊性に鑑み、実質的な競争を促すとの観点から、WTO・GATS（サービス貿易一般協定）において各国の自主的な約束に委ねられている事項（主要な電気通信事業者による反競争的行為の禁止、相互接続の義務化等）や、TPP交渉参加国間の既存のFTAで規定されている事項（通信インフラへの公平なアクセス、コロケーション（既存の電気通信設備への第三者による設備設置）、相互接続、周波数割り当て、透明性、競争等）について共通のルールを設けるべく議論されている。</p> <p>2. 電気通信サービス提供者に対し、相互接続や物理的な設備へのアクセスを通じて合理的なネットワーク・アクセスを与えることが必要であるとの大筋での合意がある。また、規制に関連するプロセスの透明性の強化や、規制機関の決定に対する事業者の不服申立ての権利の確保についてもほぼ合意しつつある。</p> <p>3. この他に、特定の情報通信技術（例えば通信方式等）を用いることを政府が義務付ける等により電気通信事業者の自由な技術の選択を妨げてはならない旨の規定や、高価な国際携帯ローミング料金への対応について提案が行われている。</p>
14. 電子商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	<p>TPP協定交渉参加国の二国間FTAを参考としつつ、内国民待遇、最恵国待遇、オンラインの消費者保護、電子署名・認証の採用、貿易文書の電子化、コンピューター施設やサーバーの設置場所についての制限の禁止、スパム（迷惑メール）対策、プライバシー保護、国境を超える自由な情報流通の確保【注1】等が議論されている模様。また、デジタル製品【注2】については関税不賦課の方向で議論されている模様。</p> <p>【注1】具体的には、サービス提供者やその顧客が、国内外を問わず、電子的に情報を伝送し、情報にアクセスできることを確保すること。</p> <p>【注2】デジタル製品とは、例えばコンピューター・プログラム、設計図、映像及び録音物又はそれらの組み合わせから成り、デジタル式に符号化されたもの。</p>

分野	規定内容	交渉状況
15. 投資	内外投資家の無差別原則(内国民待遇, 最恵国待遇), 投資に関する紛争解決手続等について定める。	<p>1. ルール(投資に関する一般的規則を定めるもの)</p> <p>(1)保護を与える対象となる投資家及び投資財産の範囲や, 保護の内容となる内国民待遇, 最恵国待遇, 公正衡平待遇, 収用と補償, 特定措置の履行要求の禁止等について議論されている。特定措置の履行要求の禁止については, WTOの「貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIM協定)」を超える義務である技術移転要求の禁止や役員国籍要求の禁止等を含めるか否かについて議論されている模様。</p> <p>また, 健康や環境の保護などの公共の利益のために規制を行う権利を保護する規定についても議論されている。</p> <p>(2)「国家と投資家間の紛争解決(ISDS)手続」については, 濫用を防ぎ, 投資の保護と国家の規制権限の確保との公平なバランスを保つための規定が検討されており, その適用範囲についても議論が続いている。ISDS手続を利用した乱訴を防ぐべきであるとの認識が共有されているという情報や, 国家による一定の行為についてはISDSの対象外とすることを議論しているという情報もある。ISDS手続の透明性確保のための規定が検討されているとの情報もある。ISDS手続の導入そのものに反対している国もある。</p> <p>2. 市場アクセス</p> <p>ネガティブ・リスト方式を基礎とする交渉を実施。</p>

分野	規定内容	交渉状況
16. 環境	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。	<p>1. 貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないこと、多国間協定の義務を遵守すること等、TPP交渉参加国間の既存のFTAで定められている規定について議論が続いている。</p> <p>2. これに加え、野生動物の違法取引、漁業補助金、違法伐採、サメの保護等に関する米国の提案【注】等につき議論が行われているが、議論は収斂していない模様。漁業補助金については、過剰漁獲を招く漁業補助金を禁止する提案があるが、各国との間で対立があり、合意に至っていない。 【注】2011年12月5日、米通商代表部(USTR)は「環境保全及びTPPに関するUSTRグリーン・ペーパー」を発表。その中で、環境保全の枠組み(野生動物・森林・海洋生物資源の保護のための国内法に違反して捕獲または輸出された製品の取引の禁止等)を提案したことを明らかにしている。また、この枠組みを補完するため、①特別に懸念される野生生物、②海洋漁業(漁業補助金に関する規律、サメのヒレ切り活動を抑止する特定の義務等)、③違法伐採と関連する貿易、の3つの分野について、特定の規定を提案したとしている。(ただし、提案された条文案については明らかにされていない。)</p> <p>3. この他、生物多様性、気候変動や環境物品の関税撤廃、紛争解決手続章の手続きの適用等に関する議論も行われている模様。</p>
17. 労働	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	<p>1. 貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止、国際的に認められた労働者の権利保護、各国間の協力・協調を確保するためのメカニズム等について議論が行われている。</p> <p>2. 米国が第9回交渉会合(2011年10月)に条文案を提出したが、実質的な議論は行われておらず、議論の基礎となる統合条文案は未だ作成されていないとの情報がある。</p> <p>3. 労働章に紛争解決章の手続を適用するかについても議論が行われている。</p>

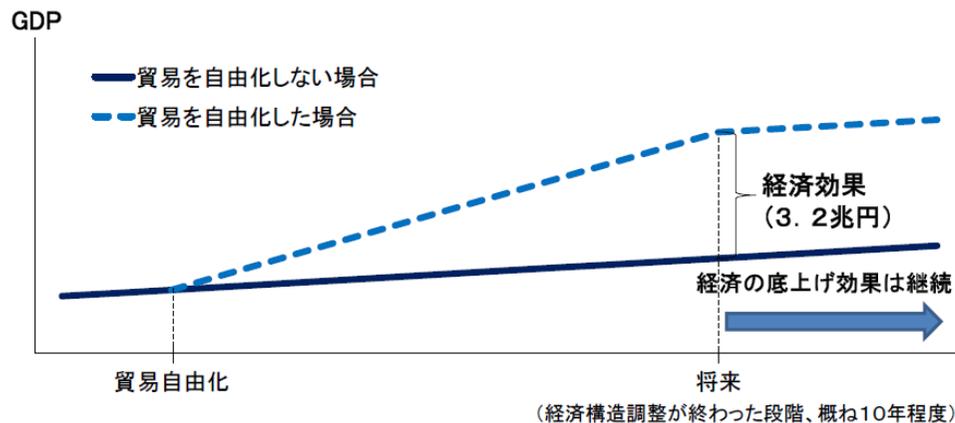
分野	規定内容	交渉状況
18. 制度的事項 (法律的事項)	協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。	<p>協定の運用に関する協議等に必要となる合同委員会の設置やコンタクト・ポイント(連絡窓口)等に関する事項が議論されている模様。また、新規加盟国についての承認方法に加えて、法令制定手続の透明性や腐敗の防止について提案があり、議論しているとの情報がある。</p> <p>また、医薬品及び医療機器の償還(保険払戻)制度の透明性等を担保する制度を整備し、手続保障を確保すること(関係者への周知、プロセスの公開、申請者の参加等)について提案をしている国がある一方で、貿易交渉で議論する権限がないと主張している国があるとの情報がある。</p>
19. 紛争解決	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	<p>1. 協定の解釈または適用の不一致等に起因する締約国間の紛争を協議や仲裁裁判等にて解決する際の手続きに関し議論されている。</p> <p>2. 仲裁裁判の設置、仲裁人の事前登録制度や仲裁人をTPP締約国の国籍保持者に限定する国籍要件等、仲裁裁判の手続に係る様々な提案について集中的に議論しているが、依然として合意は得られていない模様。</p> <p>3. 非違反申立【注】については提案はなされているが、非違反申立に反対の国もあり、これまで十分な議論は行われてない模様。 【注】非違反申立てとは、被申立て国が協定に違反しない措置を執ったことにより、協定に基づき与えられた申立て国の利益が無効化または侵害された場合、協定の紛争解決手続において申立てを行うことができる制度である。WTO協定の紛争解決手続においても、既に非違反申立て制度が認められている。</p>
20. 協力	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	<p>1. TPP発効後の締約国間の協力メカニズム等について議論が行われているが、未だ議論は進んでない。最終的に協力分野が独立の章として盛り込まれるか否かも依然として明確ではない。</p> <p>2. 中小企業の実力構築をどう進めるかも論点になっているとの情報がある。</p> <p>3. 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に専門家を派遣するなどの能力構築(人材育成)支援を既に行っているとの情報がある。</p>

分野	規定内容	交渉状況
<p>21. 分野横断的事項</p>	<p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>	<p>以下の4つの課題(それぞれが独立した章になるかは決まっていない)を取り込むべく議論が行われている。各国提案の中には法的義務を伴う規定もあれば、努力目標のような規定もあるとの情報がある。</p> <p>(1) 規制制度間の整合性: 各国において規制に関する中央調整機関を設置することや規制制度の変更に関する通報のメカニズムを確立すること等、透明性や予見性の確保が議論されている模様。</p> <p>(2) 競争力及びビジネス円滑化: 競争力強化及びビジネス円滑化に関する委員会の設置や、TPP各国に展開しているサプライ・チェーンを前提としたビジネス円滑化のための取組みについて議論が行われている。各国の経験や優良事例を共有するためのAPECでの取組が議論の一つの土台となっている。</p> <p>(3) 中小企業: 中小企業による国際的な取引の促進等の観点から、TPPを活用するために必要な情報(例えば、TPPの下での低い関税率の適用を受けるために必要な書類や関連情報等)を各国の専用ウェブサイトへ整理して掲載する方法や、協定発効後に中小企業がTPPの運用面で直面する問題について定期的にレビューし、その解決に取り組む方法等が議論されている。</p> <p>(4) 開発: TPP協定の様々な規定を途上国が遵守する際に直面する課題(企業の社会的責任、インフラ開発、国内ビジネスの振興や環境保護)に途上国の需要を踏まえ対処する方法について議論されている模様。</p>

# - TPPの影響試算

# TPP参加による経済効果

- ▶ 我が国がTPP協定に参加した場合の経済全体及び農林水産物生産に与える影響を、政府統一のものとして試算。(平成25年3月公表)
- ▶ 経済全体に与える影響は、広く国際機関等によって活用されているモデル(GTAPモデル)を用いて試算。
- 試算結果：実質GDP0.66% (≒3.2兆円)分底上げ
  - このうち、農林水産物の生産額は3.0兆円減少
  - 関税撤廃の効果のみを対象とする仮定(非関税措置の削減やサービス・投資の自由化は含まない)
  - 関税は全て即時撤廃し、追加的な対策を計算に入れない仮定

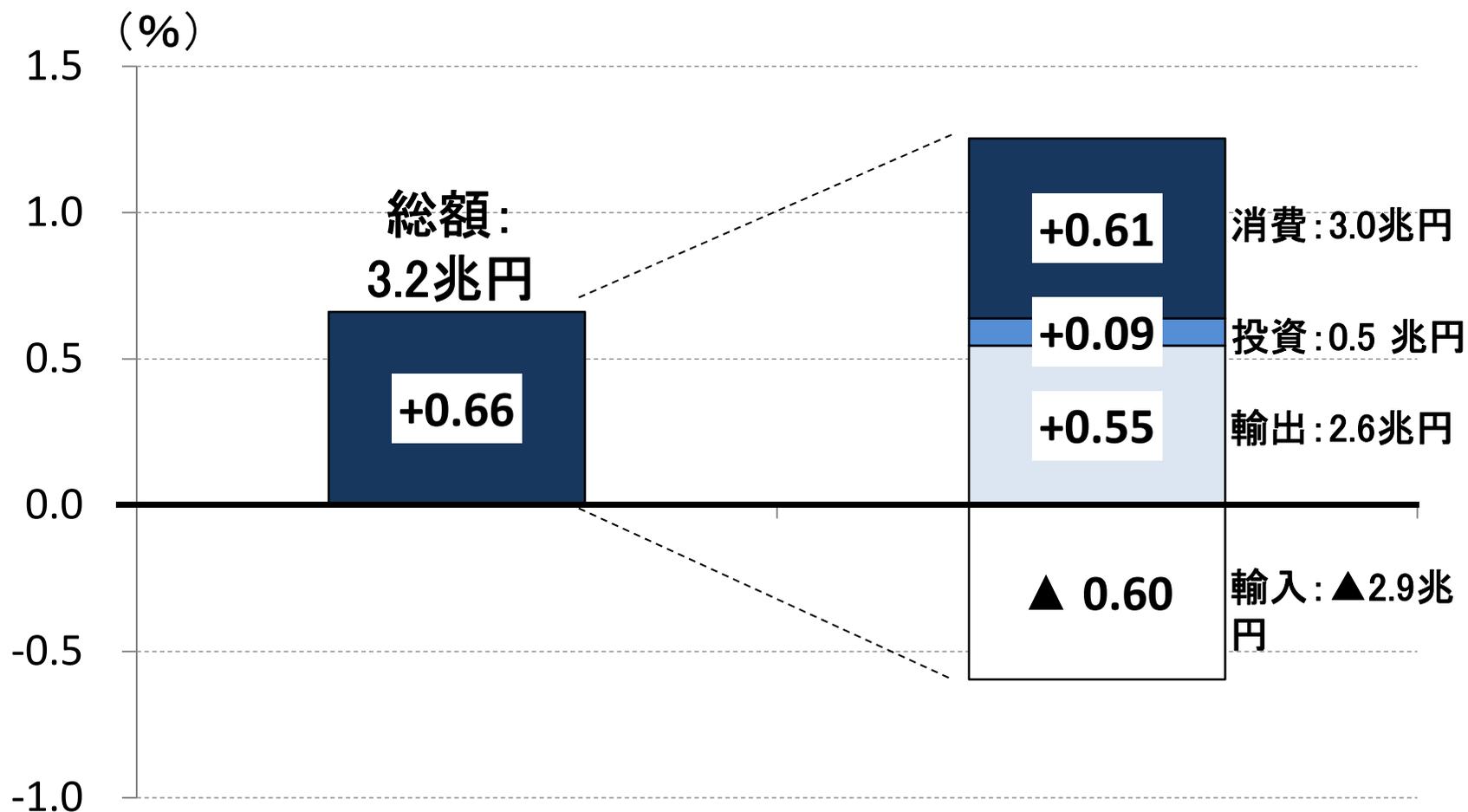


## マクロ経済効果の試算値の考え方

年平均3200億円増とみるのではなく、将来にわたってGDPが3.2兆円増加するという状態が継続すると解釈すべき数値。(左図参照)

# (図表) 関税撤廃した場合のマクロ経済効果

・実質GDPが0.66%(3.2兆円)増加



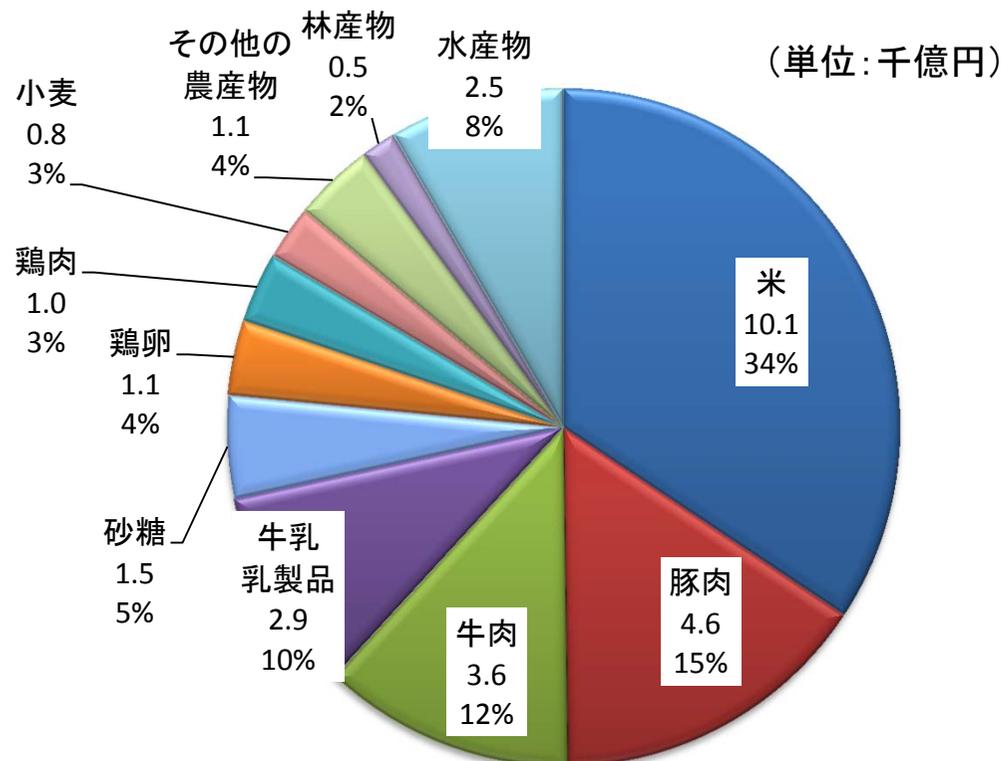
# 農林水産物への影響試算

➤ 政府統一試算では、農林水産物の影響について、農林水産省が個別品目ごとの生産流通の実態、関係国の輸出余力等を基に精査し積み上げ。

## 試算の結果

○ 農林水産物の生産減少額(注)

3兆円程度



注: 国産農水産物を原料とする一次加工品(小麦粉等)の生産減少額を含む。

# PECC試算の概要

PECC(太平洋経済協力会議、APEC加盟国を中心に25か国の産学官で構成)の年次報告書、STATE OF THE REGION 2012-2013では、TPPの経済効果を試算。

同試算を担当したブランダイス大学のピータ・ペトリ教授の推計によれば、TPPに日本が参加した場合の経済効果は以下の通り。

(詳細は<http://asiapacifictrade.org/>を参照)

- 日本のマクロ的な所得効果は、1,050億ドル程度(10兆円程度)で、GDPの2.0%程度に相当
- TPPの対象国は、現在交渉中の11か国(米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、マレーシア、ベトナム)に日本が参加した12か国
- 本試算では、関税撤廃に加えて、非関税措置の削減、サービス・投資の自由化の効果も推計
- なお、非関税措置は、世界銀行がマクロ経済データにより推計した貿易制限指数等、また、投資の自由化については、世界銀行による各国のビジネス環境ランキング等のデータ基に推計(<http://www.worldbank.org/>を参照)
- 試算に当たっては、GTAPデータベース(第8.0版、基準年は2007年)、また、筆者らが開発した応用一般均衡モデルを利用
- 各国の総雇用は不変との前提を置く一方、資本ストックの増加、また、輸出市場参入企業の増加など、ダイナミックな効果を勘案

(試算結果) アジア太平洋EPAに参加した場合の日本経済への効果

TPP12か国	1,050億ドル	GDP比 2.0%
RCEP	960億ドル	1.8%
FTAAP	2,280億ドル	4.3%

出所：<http://asiapacifictrade.org/>

- 日本の交渉参加に関する  
各種資料（総理記者会見、日米協  
議、交渉参加国による支持表明等）

# TPP交渉参加に係る安倍総理記者会見 (平成25年3月15日)(抜粋)

(全文) [http://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/statement/2013/0315kaiken.html](http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/0315kaiken.html)

(前略)

今、地球表面の3分の1を占め、世界最大の海である太平洋がTPPにより、一つの巨大な経済圏の内海になろうとしています。TPP交渉には、太平洋を取り囲む11か国が参加をしています。TPPが目指すものは、太平洋を自由に、モノやサービス、投資などが行き交う海とすることです。世界経済の約3分の1を占める大きな経済圏が生まれつつあります。

(中略)

TPPはアジア・太平洋の「未来の繁栄」を約束する枠組みです。

関税撤廃した場合の経済効果については、今後、省庁ばらばらではなく、政府一体で取り組んでいくための一つの土台として試算を行いました。全ての関税をゼロとした前提を置いた場合でも、我が国経済には、全体としてプラスの効果が見込まれています。

この試算では、農林水産物の生産は減少することを見込んでいます。しかしこれは、関税は全て即時撤廃し、国内対策は前提としないという極めて単純化された仮定での計算によるものです。実際には、今後の交渉によって我が国のセンシティブ品目への特別な配慮など、あらゆる努力により、悪影響を最小限にとどめることは当然のことです。今回の試算に含まれなかったプラスの効果も想定されます。世界経済の3分の1を占める経済圏と連結することによる投資の活性化などの効果も、更に吟味をしていく必要があります。

(中 略)

TPPの意義は、我が国への経済効果だけにとどまりません。日本が同盟国である米国とともに、新しい経済圏をつくります。そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が加わります。こうした国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけではなくて、必ずや世界に繁栄をもたらすものと確信をしております。

さらに、共通の経済秩序の下に、こうした国々と経済的な相互依存関係を深めていくことは、我が国の安全保障にとっても、また、アジア・太平洋地域の安定にも大きく寄与することは間違いありません。

日本と米国という二つの経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、単にTPPの中だけのルールにはとどまらないでしょう。その先にある東アジア地域包括的経済連携(RCEP)や、もっと大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)において、ルールづくりのたたき台となるはずです。

今がラストチャンスです。この機会を逃すということは、すなわち、日本が世界のルールづくりから取り残されることにほかなりません。「TPPがアジア・太平洋の世紀の幕開けとなった」。後世の歴史家はそう評価するに違いありません。アジア太平洋の世紀。その中心に日本は存在しなければなりません。TPPへの交渉参加はまさに国家百年の計であると私は信じます。

(後略)

## 日米の共同声明

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交渉参加国とともに、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭（アウトライン）」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。

両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びTPPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

## 日米協議の合意の概要

- 1 日本が他の交渉参加国とともに、「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米両国が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び法の支配を更に強化するため、共に取り組んでいくこととなった。
- 2 この目的のため、日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。  
対象分野：保険、透明性／貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置<sup>1</sup>等
- 3 また、米国が長期にわたり懸念を継続して表明してきた自動車分野の貿易に関し、  
(1) TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。  
対象事項：透明性、流通、基準、環境対応車／新技術搭載車、財政上のインセンティブ等  
  
(2) TPPの市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。
- 4 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致。

以上

---

<sup>1</sup>日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

駐米日本大使発書簡(仮訳)

2013年4月12日

拝啓

安倍晋三内閣総理大臣は、TPP交渉への参加を追求するとの決定を正式に表明しました。日本政府及び米国政府は、TPP交渉参加への日本の関心に関する二国間協議を続けてきました。これらの協議の結果として、日本政府を代表して、以下を確認する光栄を有します。

これらの協議を通じて、両国政府は、日本がTPP交渉に参加する場合には、日本が他の交渉参加国と共に、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認しました。地域で最大かつ最も発展した二つの経済大国として、日本と米国は、経済成長を更に促進し、二国間の貿易を更に拡大し、及び法の支配を更に強化すべく、共に取り組んでいきます。

この目的のため、両国政府は、TPP交渉と並行して、保険、透明性／貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置<sup>1</sup>の分野における複数の鍵となる非関税措置に取り組むことを決定しました。これらの非関税措置に関する交渉は、日本がTPP交渉に参加した時点で開始されます。両国政府は、これらの非関税措置については、両国間でのTPP交渉の妥結までに取り組むことを確認するとともに、これらの非関税措置について達成される成果が、具体的かつ意味のあるものとなること、また、これらの成果が、法的拘束力を有する協定、書簡の交換、新たな又は改正された法令その他相互に合意する手段を通じて、両国についてTPP協定が発効する時点で実施されることを確認します。

米国は、自動車分野の貿易に関して長期にわたる懸念を継続して表明してきました。それらの懸念及びそれらの懸念にどのように取り組むことができるかについて議論を行った後、両国政府は、TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定しました。交渉は、添付されているTORに従い、日本がTPP交渉に参加した時点で開始されます。さらに、2013年2月22日の「日米の共同声明」に基づき、両国政府は、TPPの市場アクセス交渉を行う中で、自動車に係る米国の関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおいて自動車に係る米国の関税につい

て規定されている扱いを実質的に上回るものとなることを確認します。

日本と米国は、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において共に緊密に取り組んでいくことを楽しみにしています。

TPPに関する二国間の協議が成功裡に妥結したことを確認する貴使の返簡を楽しみにしています。

敬具

日本国大使  
佐々江賢一郎

<sup>1</sup> 日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

米国通商代表代発返簡(仮訳)

2013年4月12日

拝啓

TPP交渉参加への日本の関心に関する日米間の二国間協議に関する2013年4月12日付けの貴使の書簡の受領を確認するとともに、米国政府を代表して、以下に記述された内容を確認する光栄を有します。

これらの協議を通じて、両国政府は、日本がTPP交渉に参加する場合には、日本が他の交渉参加国と共に、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認しました。地域で最大かつ最も発展した二つの経済大国として、日本と米国は、経済成長を更に促進し、二国間の貿易を更に拡大し、及び法の支配を更に強化すべく、共に取り組んでいきます。

この目的のため、両国政府は、TPP交渉と並行して、保険、透明性／貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置<sup>i</sup>の分野における複数の鍵となる非関税措置に取り組むことを決定しました。これらの非関税措置に関する交渉は、日本がTPP交渉に参加した時点で開始されます。両国政府は、これらの非関税措置については、両国間でのTPP交渉の妥結までに取り組むことを確認するとともに、これらの非関税措置について達成される成果が、具体的かつ意味のあるものとなること、また、これらの成果が、法的拘束力を有する協定、書簡の交換、新たな又は改正された法令その他相互に合意する手段を通じて、両国についてTPP協定が発効する時点で実施されることを確認します。

米国は、自動車分野の貿易に関して長期にわたる懸念を継続して表明してきました。それらの懸念及びそれらの懸念にどのように取り組むことができるかについて議論を行った後、両国政府は、TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定しました。交渉は、添付されているTORに従い、日本がTPP交渉に参加した時点で開始されます。さらに、2013年2月22日の「日米の共同声明」に基づき、両国政府は、TPPの市場アクセス交渉を行う中で、自動車に係る米国の関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおいて自動車に係る米国の関税について規定されている扱いを実

質的に上回るものとなることを確認します。

日本と米国は、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において共に緊密に取り組んでいくことを楽しみにしています。

<sup>i</sup> 日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

貴使の書簡に対し、TPP交渉参加への日本の関心に関する二国間協議が成功裡に妥結したことを確認します。米国政府は、現在のTPP交渉参加国と共に、TPP交渉への日本の参加をできる限り速やかにかつ円滑に促進するために取り組んでいく用意ができています。

敬具

米国通商代表代行  
デミトリオス・マランティス

(仮訳)

## 自動車貿易TOR

米国政府及び日本政府(以下「両国政府」という。)は、以下に従って、TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行う。

- ・ 本交渉の成果は、WTO協定に整合的なものとする。
- ・ 本交渉の成果は、両国政府の権限の範囲内のものとする。
- ・ 両国政府は、交渉の結果として合意される権利及び義務をTPP協定に附属される米日二国間の市場アクセスの表に組み入れ、したがって、これら権利及び義務は、TPP協定の紛争解決手続の対象となる。また、この分野における現行のMFN関税を再び課すこと(「スナップバック」手続)ができる特別な加速された紛争解決手続も、交渉を通じて定められる。

並行交渉は、以下の事項を取り上げ、これらの事項に対して具体的で意味のある成果をもたらすものとする。

*特別自動車セーフガード*: 自動車分野における関税交渉の結果を考慮しつつ、自動車に関する特別セーフガードの実質的及び手続的な要素(損害の検証、適用期間及び補償を含む。)が取り上げられる。

*透明性*: 両国政府は、自動車の製造、輸入、販売又は使用に影響を与え得る政府の規制措置の準備、採用及び適用に関する、意味があり予見可能で強固な透明性メカニズムの重要性について認識する。以下を含む分野における事項が取り上げられる。

- 規制措置案の十分な事前通知
- ガイドライン及び類似の措置の提案を含む規制措置の策定に関する透明性及び無差別
- 当該措置の策定及び実施の過程を通じての意見表明のための意味のある機会
- 新たな規制に適合するための合理的な期間
- 規制の実施後の見直し
- その他の措置

*基準*: 型式認証の一層の円滑化及びコスト削減を含む、自動車分野における任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する事項並びに自動車部品を含む関連する事項が取り上げられる。両国政府は、更に、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)で進行中の作業に特に

焦点を当てつつ、自動車の環境性能及び安全に関する基準を調和させるために二国間で協力することの重要性を認識する。

*PHP*: 日本の輸入自動車特別取扱制度(PHP)の下での更なる円滑化のための実質的なステップが並行交渉で取り上げられる。

*環境対応車/新技術搭載車*: 両国政府は、代替燃料又は代替エネルギー源を利用した自動車の貿易を円滑化することの重要性を認識し、無差別な取扱いを確保することの必要性を含む、これらの自動車の製造、輸入、販売及び使用に関連して生じる事項を取り上げる。

*財政上のインセンティブ*: 税制の運営に関する政府の主権的な権利を害することなく、財政上のインセンティブ又はその他の措置が、それらが両国の市場における競争条件に及ぼす影響に関連して、米国車(PHPを通じて輸入されたものを含む。)に対して差別的な効果を与えないことを確保するため、取り上げられる。

*流通*: 自動車の流通及び整備に関連する事項が取り上げられる。

*第三国協力*: 自動車に関する様々な事項(他国における市場アクセス及び投資を円滑化するための方法を含むが、これに限られない。)が議論される。

*その他の事項*: 自動車貿易政策に関連する税関の事項を含むその他の事項は、いずれか一方の政府の要請に応じて提起され得るとともに、相互の合意により並行交渉に含まれ得る。

(了)

## TPP閣僚会合に関する共同声明(2013年4月20日付)(仮訳)

### 「TPP閣僚は、重要な課題での前進のための道筋を描き、日本の参加に関する今後の段取りを確認」

インドネシア・スラバヤ — 環太平洋パートナーシップ(TPP)関係11か国(豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナム)の貿易大臣は、アジア太平洋経済協力(APEC)貿易担当大臣会合の機会に会合を持ち、TPP首脳の指示に従って2013年中に交渉を妥結することができるよう、残された課題で前進するための道筋を描いた。貿易大臣はまた、日本のTPP参加への関心についての議論の状況についても話し合った。

各国の交渉チームが5月14-24日にペルー・リマで開催される次回交渉会合に向けた準備を行う中で、貿易大臣は、いくつかの分野においてTPP交渉を前進させるための今後の段取りについて合意した。貿易大臣は、交渉官に対し、いくつかの章の作業を完了するとともに、知的財産、競争/国営企業、環境、物品・サービス/投資・政府調達の世界市場アクセスのパッケージを含む、より困難な残された課題での進展を加速するよう、指示した。貿易大臣は、センシティブな懸案事項への解決策を見出し、高い水準で野心の高い包括的な協定というTPP首脳の目標を今年達成するべく、今後数ヶ月の自身の関与を強めていくことを約束した。

貿易大臣はまた、各TPP参加国が、TPP参加への日本の関心についての日本との二国間協議を終了したことを確認した。本日、貿易大臣は、他の参加国が進捗中の交渉に参加した時と同様に、妥結に向けて交渉が引き続き速やかに進められるような方法により、日本の参加プロセスを完了させることをコンセンサス(全会一致)により合意した。日本はその後、現交渉参加各国の国内手続きが完了次第、TPP交渉に参加することができる。

日本の参加により、TPP参加国は世界のGDPの約40%、世界の全貿易額の3分の1を占めることになる。TPP参加国の大臣は、日本の交渉参加は、TPPの経済的意義や、TPPがアジア太平洋自由貿易圏に向けた道筋として有望であることを強調するものであることに言及した。

(了)

## グローサーNZ貿易大臣メディア声明(2013年4月21日付)(仮訳)

### 「TPP参加国は日本を環太平洋パートナーシップ交渉の新たな参加国として歓迎」

ティム・グローサー貿易大臣は、環太平洋パートナーシップの11か国を代表して以下の声明を発出することを喜ばしく思う。

「オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムは、本日、日本を、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の締結交渉の新たな参加国として歓迎した。」

「我々は、日本の交渉参加が、我々の国及びアジア太平洋地域全体において、経済成長と開発に弾みをつけ、革新を促進し、消費者に利益をもたらし、雇用の創出と維持、より高い生活水準と貧困の削減を後押しする21世紀型の協定をつくるという目的に貢献するであろうと信じる。」

「TPP現参加国は、特に、2011年11月12日のホノルルでのTPP首脳及び貿易大臣による声明に従って、包括的かつ高い野心の次世代型の協定という共有された目標をできる限り早期に達成することについての日本の約束を歓迎した。我々は、各国の多様な発展のレベルを考慮しつつ、包括的かつバランスのとれたパッケージの締結を目指すに当たり、日本とともに取り組んでいくことを楽しみにしている。」

「TPP現参加国が今後必要に応じそれぞれの国内の法的手続を完了した後、日本は、正式に交渉参加国となり、交渉に参加する。」

(了)

## 新たな交渉参加国として日本を歓迎する旨のTPP交渉参加国の発表について

20日のインドネシアにて開催されたTPP閣僚会合の後、TPP交渉参加11か国を代表して、日本を新たな交渉参加国として歓迎する旨のグローサー・ニュージーランド貿易大臣メディア声明が発出されたことを歓迎する。今後、交渉参加国が必要に応じ国内手続を完了した後に、我が国は正式に交渉参加国として認められることとなる。

TPP交渉への参加は、アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むことにつながるものであり、我が国の成長戦略の柱である。我が国が他のTPP参加国とつくっていく新たな経済秩序は、単にTPPの中だけのルールにとどまらず、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)など他の地域経済連携と併せ、より大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)において、アジア太平洋地域の新たな貿易・経済活動のルールの礎となる。

そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値観を共有する国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくりあげていくことは、日本の国益となるだけでなく、必ずや世界に繁栄をもたらすものと期待している。

世界第三位の経済大国である日本が一旦交渉に参加すれば、必ず重要なプレイヤーとして、新たなルールづくりを主導していくことができると確信している。

我が国は、TPP交渉における議論に貢献していくとともに、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めていくことによって、日本の国益を最大限に実現していく。

日本のTPP交渉参加に関するマランティス米通商代表代行発  
ペイナー米下院議長宛書簡  
(仮訳)

2013年4月24日  
米下院議長  
ジョン・ペイナー閣下  
ワシントンDC, 20515

議長殿

私は、オバマ大統領に代わって、議会に対し、現在行われている環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の交渉に、世界第三位の経済規模を有する国である日本を含める意図を有していることを通知することを喜ばしく思う。米国がTPP交渉に入る意図を議会に通知した、カーク大使の2009年12月の書簡の中に述べたとおり、米国はTPP協定を、世界で最も速く成長している地域とともに米国の経済的利益を促進させるための手段として、また、アジア太平洋地域にわたる経済統合の潜在的基盤であると見なしている。TPP協定は、我々の継続的な経済回復及び米国における給料が高く、質の高い雇用の創出及び維持のために不可欠である、米国の輸出を拡大する手段としての役割も果たすであろう。日本のTPP交渉への参加は、それらの目標及び我々の求める高水準な、21世紀型の地域貿易協定の発展に対する有意義な貢献となるであろう。

米国の主要な貿易パートナーであると同時に緊密な同盟国である日本の参加は、TPP協定の経済的重要性を更に高めるものである。日本は、現在米国にとって世界第四位の物品貿易パートナーである。米国は日本に対し、2012年に700億ドルの物品を輸出し、2012年に推定470億ドルのサービスを輸出した。日本の参加により、TPP参加国は、世界のGDPの40パーセント近く、そして、世界の貿易全体の約3分の1を占めることになる。

既に進んだ状態にあると同時に妥結に向けて迅速に進んでいる交渉への参加に対する日本の関心に鑑み、我々は、日本との二国間協議においては、TPP交渉参加国が追求している高い水準で包括的な目標を追求することについての日本の用意に焦点を当てた。我々はまた、交渉が進んだ段階に達しており、TPP各国は交渉を本年妥結させることを目指していることから、日本の参加が交渉を遅らせることがないことを確保することについても焦点を当てた。これらに対し、また、これらを完全に認識した上で、日本は、交渉に前向きかつ建設的に参加することを確認した。日本はまた、全ての物品(農産品と工業製品の双方)を交渉の対象とすること、及び他の交渉参加国とともに高い水準で包括的な協定を本年達成していくことを確認した。

これに加え、また、2012年2月以来行ってきた自動車及び保険分野における個別の二国間懸案事項並びに日本がその他の分野において維持している非関税措置に関する詳細な協議の結果、我々は、2013年4月12日に、日本との合意及び日本による行動の強固なパッケージをまとめ、これを発表した。自動車部門における深刻かつ長期にわたる懸念に対処することの重要性を認識して、我々は、日本との間で自動車に係る米国の関税の扱いについて合意に達し、また、米国にとって自動車部門での懸案事項となっている一定の問題について、非関税措置への対処を含め、二国間の並行交渉を行うことについても合意した。我々は、この交渉を、依然としてこの部門で幅広い障壁に直面している米国企業に対等な競争条件を確保するための鍵となる機会であると見なしている。この自動車に関する二国間交渉の成果は、TPP協定における我々の最終的な二国間市場アクセスパッケージにおける約束として組み入れられ、紛争解決手続の対象となる。さらに、我々は、米国が一定の追加的な分野別及び分野横断的な事項に対処する追加的な手段として、その他の非関税措置(保険部門を含む)についての日本との二国間の並行交渉に合意した。我々は、進展とともに、これらの二国間の並行交渉の要素について、議会と厳密かつ広範な協議を行う。

我々は、交渉の進展とともに、TPP交渉の全ての要素についても議会と厳密かつ広範な協議を継続する。新たな技術と新興の経済分野を促進し、小規模及び中規模事業者を含む米国の輸出業者にとってのこの地域における新たな機会を創出し、また、米国における投資及び生産を促進するために米国企業が生産及びサプライ・チェーンに参加することを支援するために、TPP協定を活用していく中で、我々はこれまで行ってきたように、議会とともに取り組む。加えて、我々は環境の保護及び保全、透明性、労働者の権利及び保護、並びに開発に関する要素について議会と緊密に協議を続ける。

我々は、TPP交渉について議会と確立してきたパートナーシップを評価しており、米国の目標を議論し、この重要な新しい協定を締結するために交渉を行うに当たって、それを維持することを楽しみにしている。

敬具  
デミトリオス・マランティス大使

日本のTPP交渉参加に関するマランティス米通商代表代行発  
レーヒー米上院仮議長宛書簡  
(仮訳)

2013年4月24日  
米上院仮議長  
パトリック・レーヒー閣下  
ワシントンDC, 20510

議長殿

私は、オバマ大統領に代わって、議会に対し、現在行われている環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の交渉に、世界第三位の経済規模を有する国である日本を含める意図を有していることを通知することを喜ばしく思う。米国がTPP交渉に入る意図を議会に通知した、カーク大使の2009年12月の書簡の中に述べたとおり、米国はTPP協定を、世界で最も速く成長している地域とともに米国の経済的利益を促進させるための手段として、また、アジア太平洋地域にわたる経済統合の潜在的基盤であると見なしている。TPP協定は、我々の継続的な経済回復及び米国における給料が高く、質の高い雇用の創出及び維持のために不可欠である、米国の輸出を拡大する手段としての役割も果たすであろう。日本のTPP交渉への参加は、それらの目標及び我々の求める高水準な、21世紀型の地域貿易協定の発展に対する有意義な貢献となるであろう。

米国の主要な貿易パートナーであると同時に緊密な同盟国である日本の参加は、TPP協定の経済的重要性を更に高めるものである。日本は、現在米国にとって世界第四位の物品貿易パートナーである。米国は日本に対し、2012年に700億ドルの物品を輸出し、2012年に推定470億ドルのサービスを輸出した。日本の参加により、TPP参加国は、世界のGDPの40パーセント近く、そして、世界の貿易全体の約3分の1を占めることになる。

既に進んだ状態にあると同時に妥結に向けて迅速に進んでいる交渉への参加に対する日本の関心に鑑み、我々は、日本との二国間協議においては、TPP交渉参加国が追求している高い水準で包括的な目標を追求することについての日本の用意に焦点を当てた。我々はまた、交渉が進んだ段階に達しており、TPP各国は交渉を本年妥結させることを目指していることから、日本の参加が交渉を遅らせることがないことを確保することについても焦点を当てた。これらに対し、また、これらを完全に認識した上で、日本は、交渉に前向きかつ建設的に参加することを確認した。日本はまた、全ての物品(農産品と工業製品の双方)を交渉の対象とすること、及び他の交渉参加国とともに高い水準で包括的な協定を本年達成していくことを確認した。

これに加え、また、2012年2月以来行ってきた自動車及び保険分野における個別の二国間懸案事項並びに日本がその他の分野において維持している非関税措置に関する詳細な協議の結果、我々は、2013年4月12日に、日本との合意及び日本による行動の強固なパッケージをまとめ、これを発表した。自動車部門における深刻かつ長期にわたる懸念に対処することの重要性を認識して、我々は、日本との間で自動車に係る米国の関税の扱いについて合意に達し、また、米国にとって自動車部門での懸案事項となっている一定の問題について、非関税措置への対処を含め、二国間の並行交渉を行うことについても合意した。我々は、この交渉を、依然としてこの部門で幅広い障壁に直面している米国企業に対等な競争条件を確保するための鍵となる機会であると見なしている。この自動車に関する二国間交渉の成果は、TPP協定における我々の最終的な二国間市場アクセスパッケージにおける約束として組み入れられ、紛争解決手続の対象となる。さらに、我々は、米国が一定の追加的な分野別及び分野横断的な事項に対処する追加的な手段として、その他の非関税措置(保険部門を含む)についての日本との二国間の並行交渉に合意した。我々は、進展とともに、これらの二国間の並行交渉の要素について、議会と厳密かつ広範な協議を行う。

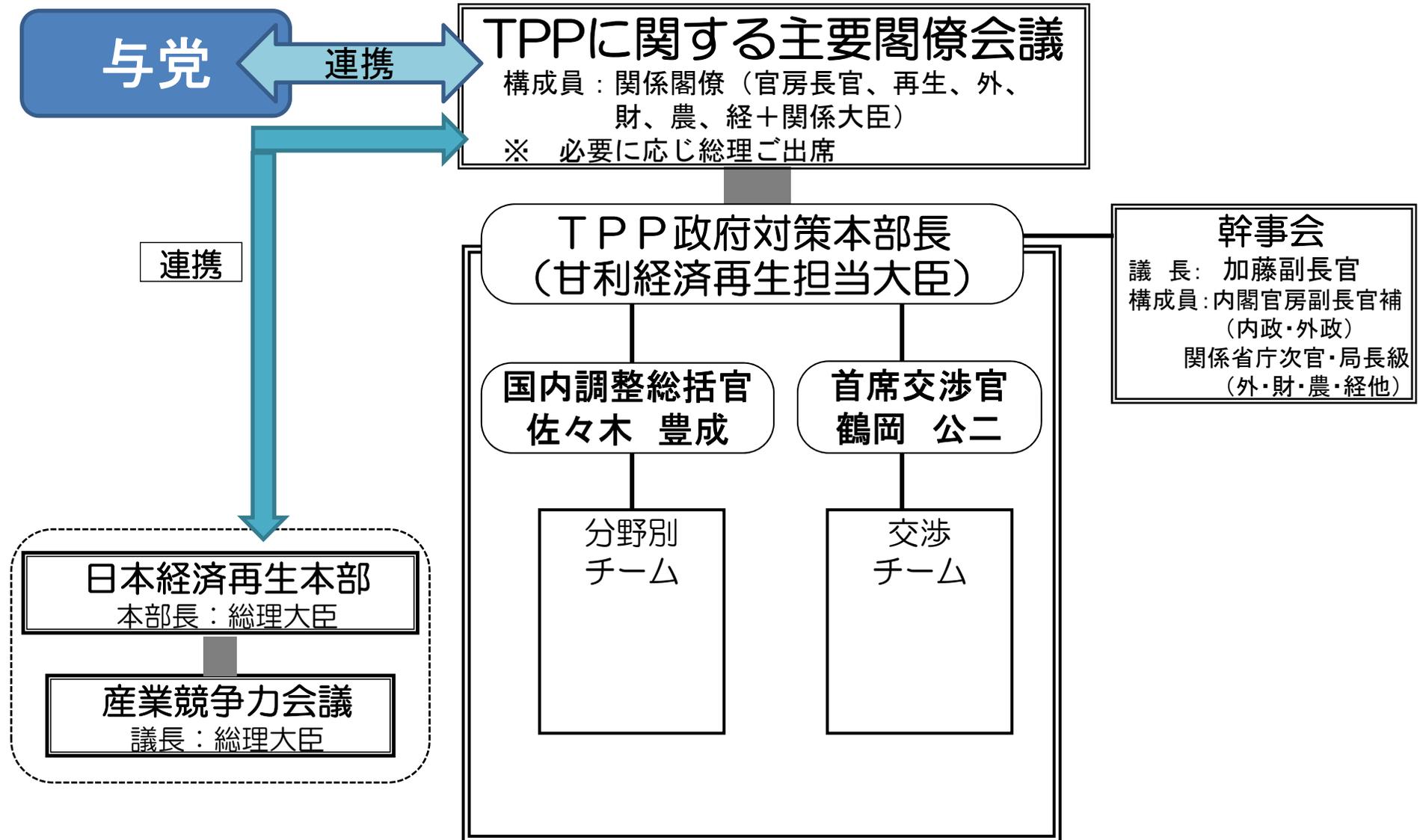
我々は、交渉の進展とともに、TPP交渉の全ての要素についても議会と厳密かつ広範な協議を継続する。新たな技術と新興の経済分野を促進し、小規模及び中規模事業者を含む米国の輸出業者にとってのこの地域における新たな機会を創出し、また、米国における投資及び生産を促進するために米国企業が生産及びサプライ・チェーンに参加することを支援するために、TPP協定を活用していく中で、我々はこれまで行ってきたように、議会とともに取り組む。加えて、我々は環境の保護及び保全、透明性、労働者の権利及び保護、並びに開発に関する要素について議会と緊密に協議を続ける。

我々は、TPP交渉について議会と確立してきたパートナーシップを評価しており、米国の目標を議論し、この重要な新しい協定を締結するために交渉を行うに当たって、それを維持することを楽しみにしている。

敬具  
デミトリオス・マランティス大使

# - TPP交渉に関する 我が国の体制

# TPP交渉に関する体制



# - 様々な論点

# TPP交渉参加により期待されるメリットの例(各種団体の意見の例①)

## 1. 総論

- ✓ **韓国**(米韓FTA発効済み)等の企業との競争条件の改善(経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、電子情報技術産業協会、日本機械輸出組合他)
- ✓ **アジア太平洋地域の成長の取り込み**(経団連他)
- ✓ **我が国の他のEPA**(日中韓FTAや日EU・EPA等)の推進に寄与(経団連、日本産業機械工業会他)
- ✓ **TPPに参加しない場合、空洞化が進むおそれ**(経団連、自工会、日本労働組合総連合会他)

## 2. 各論

- ✓ **他国の高関税品目の関税引き下げ**
  - **米国の乗用車(2.5%)・トラック(25%)**(自工会、日本機械輸出組合)、  
「米国等TPP参加国の自動車・自動車部品の関税(2010年度1370億円)の即時撤廃を希望。2010年度の主要自動車メーカー5社の決算合計が約5000億円の赤字であったことを勘案すると、1370億円のインパクトは大きい。2.5%は決して低い関税率ではない。」(自工会)
  - **米国の蒸気タービン(6.7%)・NZ、ブルネイ、豪州、ベトナム、マレーシアのインバーター(0~25%)**(日本電機工業会)、
  - **米国のチタン母材(15%)、ベアリング(9%)、カラーTV・時計(5%)、ビデオカメラ(2.1%)**(日本機械輸出組合)
  - **米国の合成繊維織物(8.5~14.9%)、綿織物(6.5~15.5%)、衣類(品目によっては30%以上)**(日本繊維産業連盟)
  - **我が国がEPA未締結の米豪NZの関税撤廃及び既存のEPAで獲得できなかった市場アクセスの確保**(日本商工会議所)(注:ベトナムの乗用車(83%)、豪州の自動車部品(5%)等)

# TPP交渉参加により期待されるメリットの例(各種団体の意見の例②)

## 2. 各論(続)

### ✓ 我が国に有利なルールの策定

- **ベトナムの小売業の出店規制の緩和** (日本フランチャイズチェーン協会、日本商工会議所)  
※ベトナムでは外資規制はないが、(略)外資による大規模小売店等の2店舗目以降の开店許認可手続には条件が課せられており、2店舗目以降は審査が非常に厳しくなる。
- **我が国に有利な繊維の原産地規則導入** (日本繊維産業会)  
※米国はヤーンフォワード(使用した材料を原系から全てその国で製造した場合のみEPAが適用対象となる)を重視。  
我が国のASEANやインドとのEPAでは縫製品製造の4工程のうち2工程以上の加工を経ているものを原産性認定の対象とする2工程基準を用いている。
- **鉄鋼製品に対するアンチダンピング措置の濫用防止** (日本鉄鋼連盟)
- **WTO政府調達(我が国及び米加星は加盟済み)未加盟国に同協定並みの規律を求める** (経団連、日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会)
- **マレーシアのブミプトラ(自国民優遇)政策及び米国のバイアメリカン条項の是正、並びに米国の州政府の政府調達市場の開放** (日本機械輸出組合、日本電機工業会、日本貿易会等)
- **収用や突然の政策変更等に対応する投資保護ルールの策定** (日本機械輸出組合、日本商工会議所、日本電機工業会)  
「ISDSの規定を設け、仲裁に付託される紛争の範囲をできるだけ限定しないよう希望する。」(日本機械輸出組合)
- **海賊品・模造品対策、ロイヤリティ送金に対する現地政府による制限の禁止** (経団連、日本機械輸出組合等)
- **査証や労働許可発給手続きの簡素化、迅速化** (日本商工会議所他)
- **新興国の排他的な産業政策(ローカルコンテンツ要求)の是正** (経団連他)

## TPP交渉参加により懸念されるデメリットの例(各種団体の意見の例①)

### 1. 総論

- ✓ 食料自給率の低下により日本の農業が壊滅するのではないか。  
(主婦連合会、JA全中、中央畜産会他)
- ✓ 規制・制度の整合性の名の下で、米国のルールに日本も整合させられるのではないか不安。  
(主婦連合会他)
- ✓ TPPの目標である例外なき関税撤廃や、TPP参加国の国内規制の厳格な統一は、自由で開かれた貿易・投資というアジア太平洋地域の共通目標の達成に資するものではない。  
(JA全中他)
- ✓ TPPを含む国際貿易交渉に当たっては、国内の農林水産業の振興を損なわないようにすること。国内の農林水産業・農村漁村の振興を損なうことのないよう、十分な対策を行うこと。  
(全国都道府県議会議長会)
- ✓ TPP参加により海外への投資条件が整備されるならば、却って産業の空洞化が進行するのではないか。  
(全国町村会他)

## TPP交渉参加により懸念されるデメリットの例(各種団体の意見の例②)

### 2. 各論

- ✓ 例外なき関税撤廃を原則とするTPPへの参加は、国内農業の振興とは両立できない。(JA全中他)  
※「P4協定において例外化されているものは、宗教上の理由など特別なものに限られていることから、例外措置が可能との根拠のない見通しをもってTPPへ参加することは極めて危険である。」(JA全中)  
※「国境地帯の農業や関連産業が深刻な打撃を被れば、これら地域に安全保障上の問題を引き起こすおそれがある。」(JA全中)
- ✓ 食の安全・安心についてルールが緩和されることで問題が生じるのではないか。(JA全中、主婦連合会、全国消費者団体連絡会等)
- ✓ 混合診療の解禁等、国民皆保険制度が影響を受ける。(四病院団体協議会、日本医師会、日本歯科医師会他)
- ✓ ジェネリック医薬品の製造・販売が阻害要因が導入されるのであれば問題。(日本製薬団体連合会)
- ✓ 外国の医師、歯科医師、弁護士、会計士、税理士、看護師、介護福祉士、建築士などの国家資格についての相互承認が、今後、議論される懸念はないのか。(全国知事会、日本看護協会、公認会計士協会他)
- ✓ 外国人単純労働者が流入するのではないか。(全国知事会他)
- ✓ 政府調達の対象拡大、基準額引き下げにより建設業界が影響を受ける恐れがある。(全国知事会他)
- ✓ 簡保・共済について制度変更を求められるのではないか。(日本生活協同組合連合会他)
- ✓ 漁業補助金等が原則禁止となれば、水産政策の後退につながる。(全国知事会他)
- ✓ ISDS条項では、各国独自の施策が訴訟で否定されることになるのではないか。(全国消費者団体連合会、日本医師会、日本労働組合総連合会他)

(出典:内閣官房資料「TPPに関する意見取りまとめ(デメリットとして指摘される点抜粋)」)

# - TPPに関するQ&A

## TPP に関する Q&A

### 【注意】

この説明は、現時点で日本政府が把握している情報に基づいています。今後、新たな情報などを入手次第、随時、説明の追加、更新を行います。

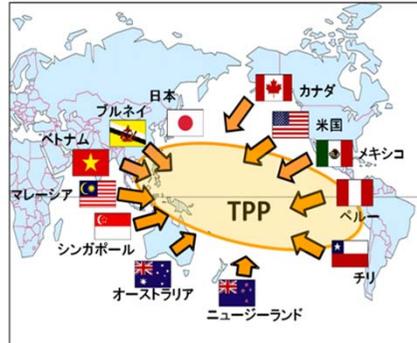
Q 1	TPP とは何ですか？
Q 2	今回政府が TPP 交渉参加を決めた基本的な考え方を教えてください。
Q 3	TPP に日本が参加するメリットは何ですか？
Q 4	TPP に日本が参加する経済的メリットはいくらぐらいありますか？
Q 5	最も成長が期待できる大国の中国やインドが参加しない TPP に参加するのですか？
Q 6	日本の TPP 参加に当たって、日米両国が合意した内容はどのようなことですか？
Q 7	TPP に参加することで、心配されている点について説明して下さい。
Q 7 - 1	貿易の自由化で、日本の食品の安全、安心が脅かされませんか？
Q 7 - 2	TPP で、日本の公的医療保険や薬価制度などの医療の安心が脅かされませんか？
Q 7 - 3	TPP で関税が撤廃されたら、お米など、これまで日本が守ってきた農産物が壊滅し、食料の自給ができなくなるのではないですか？
Q 7 - 4	TPP で、「単純労働者」や「質の悪い医師や看護師」が入国しやすくなったり、労働条件や環境基準が低下したりしませんか？
Q 7 - 5	ISDS 条項で、投資家から訴えられて、国や自治体が巨額の賠償を請求されたり、制度変更を求められたりするものではありませんか？
Q 7 - 6	TPP で、外国企業が公共事業にたくさん参入しませんか？
Q 8	政府の TPP 交渉に関する情報提供はどのようにしていきますか？

## Q 1. TPP とは何ですか？

- 1 TPP とは、環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) 協定の略で、太平洋を取り囲む国々の間で、モノやサービス、投資などが出来るだけ自由に行き来できるように、各国の貿易や投資の自由化やルール作りを進めるための国際約束(条約)です。
- 2 現在、そのような国際約束を結ぶため、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの 11 か国が交渉しているところです。
- 3 TPP の議論の内容には、国民のみなさんの関心の高い関税の取扱い (物品市場アクセス) のほか、国境を越える投資 (※ 1) やサービス貿易 (※ 2) に関するルール作り、知的財産の保護、貿易や投資の促進を目的として環境や労働の基準を低くしないことを約束するルールなど、幅広い分野の約束が含まれます。
- 4 日本は、現在交渉に参加している全 11 か国における交渉参加受入れのための国内手続きが完了次第、交渉に参加することになっています。具体的な交渉入りの日時は未確定ですが、本年 7 月下旬には、正式に交渉に参加できる見通しです。

(※ 1) 例えば、海外における工場の設置、コンビニの新店舗の開設

(※ 2) 例えば、インターネットを通じたオンライン英会話サービス



## Q 2. 今回政府が TPP 交渉参加を決めた基本的な考え方を教えてください。

- 1 安倍総理は、TPP 交渉参加に当たり、次のように述べています。「アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、世界に繁栄をもたらすものです。日本は世界第 3 位の経済大国です。一旦交渉に参加すれば必ず重要なプレイヤーとして、新たなルール作りをリードしていきます。日本には、美しい田園風景、農村の伝統・文化、国民皆保険制度を基礎とした社会保障制度という世界に誇るべき国柄があり、これらの国柄は断固として守ります。」
- 2 また、安倍総理は、以下の 5 つの基準についても、交渉を通じて守っていくことを明言しています。
  - ・自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない。
  - ・国民皆保険制度を守る。
  - ・食の安全安心の基準を守る。
  - ・国の主権を損なうような ISD 条項は合意しない。
  - ・政府調達・金融サービス等は、わが国の特性を踏まえる。
- 3 TPP 交渉においては、交渉力を駆使し、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めていくことにより、経済成長や生活の豊かさの実現など、国益にかなう最善の結果を追求していきます。

### Q 3. TPP に日本が参加するメリットは何ですか？

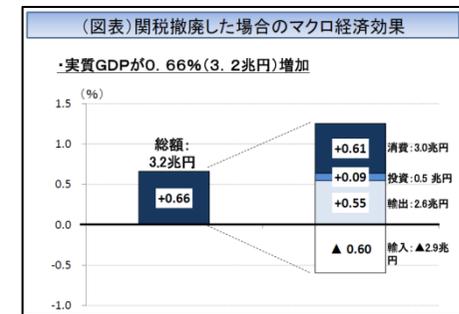
- 1 TPP が目指すものは、太平洋を、自由に物やサービス、投資などが行き交う海とすることであり、世界経済の約3分の1を占める大きな経済圏を生み出すことです。日本は、少子高齢化などを背景に、将来的に国内市場が縮小していくことが心配されています。日本が、今後、力強い経済成長を実現するために、TPP を通じて、アジア太平洋地域の経済成長を取り込むことはきわめて重要です。
- 2 具体的なメリットとしては、以下のようなことが考えられます。
  - ①関税が撤廃され、貿易手続が簡素化されることで、衣食住にかかわる多くの商品が安く購入できるようになります。
  - ②輸出相手国の貿易手続や、ビジネスマンの入国・滞在手続が迅速化・簡素化され、投資ルールが整備されることで、大企業のみならず、すぐれた技術を有する中小企業もアジア太平洋地域の広大な市場に進出することが容易になります。また、流通などのサービス産業も海外に進出し易くなります。
  - ③輸出相手国の関税が撤廃され、貿易手続が簡素化されることで、日本の優れた工業製品などを輸出しやすくなり、その結果として、国内の雇用や収入にも好影響を与えることが期待されます。また、世界的に評価の高い日本の高品質の農林水産物も海外に輸出しやすくなります。
  - ④知的財産保護のルールが整備されることで、世界的に評価の高い日本のアニメ・ゲームなどのコンテンツや、長年の努力で築きあげてきたブランド・商標などを守ることができます。
- 3 このように、TPP は、日本にとって、輸出・輸入の双方やルールの面でメリットがあり、経済成長や生活の豊かさの実現に資するものと考えています。

### Q 4. TPP に日本が参加する経済的メリットはいくらぐらいありますか？

- 1 TPP 交渉では、輸入品に対する関税やサービス貿易にかかる規制を削減・撤廃するだけでなく、投資、知的財産、政府調達などの分野のルール作り、さらに環境や労働等の新しい分野を含む 21 分野で交渉が行われています。このような多岐にわたる分野の交渉結果がもたらす複雑な経済効果を計算することは困難であり、信頼できる試算手法は世界的にも確立していません。
- 2 しかし、これら多くの交渉分野のうち、関税の削減・撤廃がもたらす経済効果については、<sup>シミュレーション</sup>GTAP (Global Trade Analysis Project : 世界貿易分析プロジェクト※) モデルを用いて試算する手法が世界的に確立されています。

※GTAP モデルは、WTO 等の国際機関や日米欧等の主要国政府においてこれまでも経済連携の効果を試算するための世界的に確立された計算手法として用いられてきました。

- 3 平成 25 年 3 月、政府は、TPP による関税撤廃の経済効果について、この GTAP モデルを用いた政府統一試算を公表しました。この試算では、①関税撤廃の効果のみを対象とする、②関税は全て即時撤廃する、③追加的な国内対策を計算に入れない、という極めて単純化された



- 仮定を置いた上で、平成 25 年 3 月時点の TPP 交渉参加国 11 か国と日本がお互いに関税を全て撤廃した場合の経済全体への効果、農林水産物の国内生産額への影響を算出しました。
- 4 この試算では、関税撤廃に伴い、農林水産物の生産額が 3.0 兆円減少するものの、その生産減少額も含めたトータルの数字として、日本経済全体では、実質 GDP が 0.66%、3.2 兆円分底上げされることが示されています。この実質 GDP の増加のうち、消費の拡大が 3.0 兆円のプラスとなっており、多くの消費者が恩恵を受けることが示されています。
  - 5 また、既に述べたように、多岐にわたる分野の交渉結果がもたらす複雑な経済効果を計算する手法は世界的にも確立していませんが、PECC (太平洋経済協力会議、APEC 参加メンバーを中心に 25 か国・地域の産官学で構成される国際組織) が一つの試みとして発表した国際共同研究によれば、関税撤廃に加えて、①非関税措置の削減、②投資・サービスの自由化、を含めると、TPP に日本が参加した場合の経済効果は、実質 GDP の 2%、1,050 億ドル、約 10 兆円、底上げされるとの試算結果が示されています。

**Q5. 最も成長が期待できる大国の中国やインドが参加しない TPP に参加するのですか？**

1 TPP 交渉への参加は、アジア太平洋地域の成長を日本に取り込み、日本経済の成長と国内雇用の増大を実現するものであるとともに、将来のより大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP※）の実現に向けた、地域の新たな貿易・経済活動のルールのたたき台となるものです。

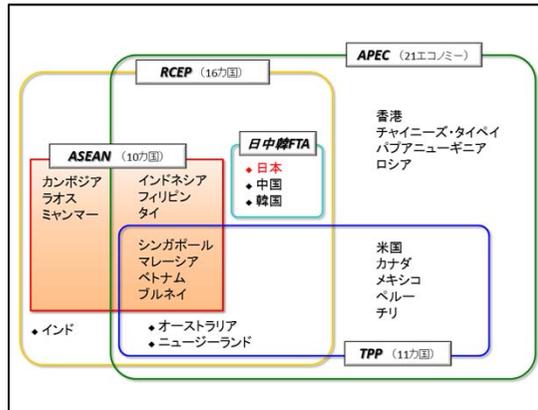
※FTAAP：アジア太平洋自由貿易圏（Free Trade Area of the Asia-Pacific：FTAAP）構想とは、中国などの大きな成長市場を含むアジア太平洋地域において、関税や貿易制限的な措置を取り除くことにより、モノやサービスの自由な貿易や、幅広い分野での経済上の連携の強化を目指すものです。

2 同時に、政府は、アジア太平洋地域で取組が進展しており、中国やインドも参加している東アジア地域包括的経済連携（RCEP※）や、日中韓 FTA（※）についても、FTAAP の実現に向けた重要な地域的取組と考えており、これらの経済連携についても同時並行的に進めています。

※RCEP：東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership）とは、ASEAN10 か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）+ 6 か国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）が交渉に参加する広域経済連携です。

※日中韓 FTA：日本、中国、韓国が交渉に参加する経済連携です。

3 アジア太平洋地域で進むこれらの主要な経済連携の取組が相互に刺激し合い、FTAAP の実現に向け、アジア太平洋地域全体で活発な動きが展開されていくことが期待されます。



**Q6. 日本の TPP 参加に当たって、日米両国が合意した内容はどのようなことですか？**

1 本年（平成 25 年）4 月 12 日、日米両政府は、日本の TPP 交渉参加に関する日米間の協議が成功裡に終了したことを確認しました。日米協議を通じ、日米両政府は、日本が他の交渉参加国と共に、「TPP の輪郭」で示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米両国が経済成長の促進、二国間貿易の拡大、法の支配の強化のため、共に取り組んでいくことを確認しました。

2 日米両国は、TPP 交渉と並行して、いくつかの分野の非関税措置に取り組むこととしました。

3 また、自動車分野に関し、以下について確認しました。

- ・ 日米間で TPP 交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うこと
- ・ TPP 交渉の中で米国の自動車関税が TPP 交渉における最も長い段階的な引き下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限後ろ倒し押しされること、及びこの扱いは米韓 FTA における自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなること

4 同時に、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPP におけるルール作り及び市場アクセス交渉に共に緊密に取り組むことで一致しました。

Q 7. TPP に参加することで、心配されている点について説明して下さい。

Q 7-1. 貿易の自由化で、日本の食品の安全、安心が脅かされませんか？

- 1 政府は、科学的な根拠に基づき、必要な措置を適切に実施し、輸入食品を的確に監視して、食品の安全を守ってきています。
- 2 輸入食品の安全を確保するための措置を実施する権限は、WTO の「衛生植物検疫措置に関する協定」(SPS 協定) において、我が国を含む各国に認められています。また、同協定では、科学的に正当な理由がある場合には、国際基準を上回る基準を設定することも認められています。
- 3 政府が現時点で得ている情報では、現在の TPP 交渉においては、この WTO の SPS 協定の権利義務を強化発展させる観点から、具体的には、食品の安全性に関するリスク評価の透明性の向上や、国際基準との調和や情報共有、政府間の紛争の解決など、衛生植物検疫のルールに関することが議論されており、食品添加物、残留農薬基準、BSE に関する牛肉輸入基準、遺伝子組み換え (GMO) 食品の表示義務といったような、個別の食品安全基準の緩和は議論されていません。
- 4 こうした状況の下では、TPP において、参加国が、WTO・SPS 協定で認められている必要な措置を実施する権限を放棄させられるようなことは考えにくいですが、いずれにせよ、TPP 交渉において、国民の食の安全が損なわれることのないよう、国際基準や科学的な根拠を踏まえて対応し、国民の安心の確保に努めます。
- 5 なお、いわゆる「ラチェット条項 (※)」は、一般的に、投資、サービス分野において規定されているものであり、衛生植物検疫が規定される分野とは直接には関係ありません。したがって、食品安全の基準を一度緩和すると、ラチェット条項により、再び厳しくすることはできなくなるということはありません。

※ラチェット条項：ラチェット (爪車) とは、「逆方向回転を防止する一種の歯車 (広辞苑から抜粋)」のこと。転じて、規制措置の水準を自由化と逆の方向に後退させない規定がラチェット条項と呼ばれている。

Q 7-2. TPP で、日本の公的医療保険制度や薬価制度などの医療の安心が脅かされませんか？

【公的医療保険】

- 1 政府が現時点で得ている情報では、TPP 交渉においては、公的医療保険制度のあり方そのものなどは議論の対象になっていません。また、これまで日本が締結してきた経済連携協定においても、公的医療保険制度については、金融サービスの自由化について定める規定等から除外しています。
- 2 政府としては、日本が誇る国民皆保険制度を維持し、安全・安心な医療が損なわれることのないよう、しっかりと主張していきます。国民皆保険制度は、日本の医療制度の根幹であり、この制度を揺るがすことはありません。

※米国の政府関係者からは、TPP は、①日本や他の国に自国の医療保険制度の民営化を強いるものではない、②いわゆる「混合診療」を含め民間の医療サービス提供者を認めることを要求するものではない、という旨の発言がこれまでもなされています。

【薬価制度】

- 3 医薬品及び医療機器の保険価格 (薬価等) の決定制度について、制度が変更を強いられ価格が高くなるのではないかと、との懸念が聞かれます。TPP 交渉では、制度の透明性などを担保することについて提案している国があるとの情報もありますが、既に日本では、公開の中央社会保険医療協議会においてルールを決めるなど、透明、公正な手続により薬価などの決定を行っています。
- 4 また、医薬品の知的財産権の強化により、後発医薬品 (ジェネリック医薬品) の発売が遅れるのではないかと懸念も聞かれます。TPP 交渉では、医薬品のデータ保護期間 (※) についても議論されているようですが、例えば、既に締結されている米韓 FTA では、保護期間は少なくとも 5 年とされています。これに対し、我が国では、これより長く実質 8 年間の保護期間を設けています。

※新薬の承認後、一定期間、新薬を開発した企業の提出したデータを後発医薬品の承認のために使用しない (ジェネリック医薬品が承認されない) こと。

- 5 TPP 交渉においては、日本政府としては、薬価等の高騰を招くようなルールを受け入れるようなことがないよう、必要に応じ立場を同じくする他の交渉参加国と協調しつつ、しっかりと対応します。

**Q7-3. TPP で関税が撤廃されたら、お米など、これまで日本が守ってきた農産物が壊滅し、食料の自給ができなくなるのではないですか？**

- 1 安倍総理は、平成 25 年 2 月に行われた日米首脳会談において、オバマ大統領との間で、①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった、二国間貿易上のセンシティブティが両国にあること、②最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、③TPP 交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないこと、の三点を明示的に確認しました。
- 2 これらを踏まえ、安倍総理は、TPP の交渉参加の判断に際し、「『聖域なき関税撤廃が前提』とされるものではない」との認識に至りました。
- 3 それぞれの国には、国柄があり、守るべきものがあります。また、食料を安定して供給していくことを将来にわたって確保していくことは、国民に対する国家の最も基本的な責務です。日本政府は、日本の「食」と「農」を守るため、TPP 交渉において、強い交渉力を持って、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益を最大限に実現するよう全力を挙げて交渉に当たります。
- 4 また、TPP 交渉のいかんに関わらず、日本の農林水産業を取り巻く状況は、農業従事者の減少、高齢化の進展、耕作放棄地の増大など、厳しい状況にあり、農業の活性化を図っていくことは、極めて重要な課題です。政府においては、「農林水産業・地域の活力創造本部」などにおいて、農林水産業を成長産業とするための方策のほか、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するための方策、食の安全、消費者の信頼を確保するための方策について検討していきます。

**Q7-4. TPP で、「単純労働者」や「質の悪い医師や看護師」が入国しやすくなり、労働条件や環境基準が低下したりしませんか？**

- 1 現在、TPP 交渉で、単純労働者の移動や医師や看護師など個別の資格の相互承認（国家の資格・免許などをお互いに認め合うこと）についての議論はなく、いわゆる「単純労働者」や「質の悪い医師や看護師」などが入国しやすくなることはありません。
- ※米国の政府関係者は、TPP 交渉で単純労働者の受入れや、他国の専門資格を承認することを求めることはないと言明しています。
- 2 人の移動についての議論はされていますが、これは、ビジネスマンの出張や海外赴任などに関する手続等を容易にすること等を主眼として議論されているものです。
  - 3 労働条件や環境基準については、貿易や投資を促進することを目的に、環境基準や労働者の権利保護の水準を引き下げないようにすることなどが議論されているようです。したがって、むしろ不当な労働条件の下での輸出拡大や環境基準切り下げの防止等の効果が期待されます。

**Q7-5. ISDS 条項で、投資家から訴えられて、国や自治体が巨額の賠償を請求されたり、制度変更を求められたりするものではありませんか？**

- 1 ISDS 条項とは、投資協定や経済連携協定において、投資家（民間企業など）とその投資を受け入れている国との間で、協定に関する争いが生じた場合に国際仲裁を活用して争いを解決する仕組みを定める規定です。
- 2 これまで、日本は、合計で 25 の投資協定や経済連携協定（EPA）を結んでいます。そのうち 24 の協定で ISDS 条項を設けています。これは、海外で活躍している日系企業が、進出先国の協定に反する規制やその運用により損害を被った際に、その投資を保護するために有効な手段の一つになるものと考えているからです。
- 3 日本が結んでいる協定では、争いの解決法として、相手国の制度を変更させるのではなく、投資家が被った損害の賠償や原状回復という形がとられています。かつて日系企業の子会社も、この ISDS 条項を活用し、損害賠償を勝ち取った例があります（Saluka Investments BV 対チエコ、2006 年 3 月 17 日仲裁判断）。
- 4 仲裁は、投資紛争解決国際センター（ICSID）など、中立的な仲裁機関を通じて行われます。ICSID が世界銀行の傘下であることから、米国に有利な判断が下されるのではないかと懸念も聞かれますが、そもそも、ICSID は、仲裁のための行程管理など事務的なものを行い、仲裁の判断は行わないため、そのような指摘は当たりません。また、通常、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）やストックホルム商業会議所仲裁協会（SCC）、国際商業会議所（ICC）など、ICSID 以外の仲裁規則・機関を選ぶこともできます。
- 5 我が国の環境基準、食品安全基準などが ISDS 条項の対象になるのではないかと、懸念もよく聞かれますが、ISDS 条項は投資に関する分野の紛争解決の手段であり、環境、食品安全（衛生植物検疫等に関連する分野）などは、投資のルールに反しない限り、ISDS 条項の対象とはなりません。また、投資家に具体的な損害が生じていない場合は訴えることができません。投資家に具体的な損害が生じた場合も、賠償などが命じられるのは、正当化されない外資規制など投資に関する義務違反が行われた場合などに制限されます。
- 6 なお、交渉の中で、特定の措置について自由化の対象外とすることも可能です。これまでの日本が結んでいる協定では、公的医療保険制度は投資分野の義務から除外されており、ISDS 条項の対象とはなっていません。

**Q7-6. TPP で、外国企業が公共事業にたくさん参入しませんか？**

- 1 日本は、WTO 政府調達協定（GPA）（※）に加盟しており、既に、国や都道府県・政令指定都市による一定額以上の公共事業等については、外国企業も日本企業と同じ条件で参入できるようになっています。
- ※WTO 政府調達協定（GPA）：公共事業を含む政府調達（国・地方など）を外国企業にも開放することを目的とする協定、加盟国は 2013 年 1 月で 42 か国（TPP 交渉参加国では米国、カナダ、シンガポールのみ。）
- 2 しかしながら、これまで日本の公共事業への外国企業の参入実績はわずかです。また、GPA で求められる英語等による事務対応としては、調達物件の名称・数量・入札期日等を公示することのみです。
  - 3 なお、各国の政府調達のルールを整備することで、日本企業がアジアの公共事業等を受注しやすくなり、今後予想されるアジアの膨大なインフラ市場への参入が促進されることが期待されます。
  - 4 仮に、日本の政府調達のルールに影響を与え得るような議論がなされる場合には、日本の特性を踏まえ、しっかりと対応していきます。

**Q8. 政府の TPP 交渉に関する情報提供はどのようにしていきますか？**

- 1 これまで得られた情報については、相手国との信頼関係に配慮しつつ、分かり易く正確な情報提供を行うべく、政府としては努力してきています。これまでも、出せる情報は出すとの姿勢で、できるだけ多くの情報を、官邸、内閣官房、外務省などの HP に掲載してきており、また、TPP 交渉への参加に当たっては、安倍総理自ら記者会見において、TPP 交渉に参加することについての考え方を説明いたしました。
- 2 これまでも各種団体との意見交換や、都道府県などへの説明者の派遣、地域シンポジウムへの参加などを行ってきており、頂いたご意見については、取りまとめて公表してきています。
- 3 TPP 交渉参加国は、会合の開催に合わせ利害関係者との会合（ステークホルダー会合）を開催したり、会合の終了後に記者会見を行ったりするなど、随時、情報を発信しています。日本が正式に交渉参加した後は、条文案や各国の提案など、交渉参加国との関係上、公表できないこともあります。情報管理のルールに従い、可能な限り情報提供いたします。